

第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する 意見及び事業者の見解

第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1.1 方法書についての意見

1) 公告、縦覧

「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」(平成19年5月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合)の公告、縦覧等は下記のとおりである。

表 4-1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	平成19年5月7日
縦 覧 期 間	平成19年5月7日～平成19年6月6日
意 見 書 提 出 期 限	平成19年6月20日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

2) 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成19年6月25日に意見がなかったことを県知事に通知した。

4.1.2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

4.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

1) 方法書についての知事の意見

平成19年9月18日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-1-2 方法書についての知事の意見

方法書についての知事の意見
<p>【全般的事項】</p> <p>1. 知事意見の反映</p> <p>本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p> <p>2. 事業計画（第2章関係）</p> <p>1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p> <p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p> <p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p> <p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のゴミ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p> <p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p> <p>3. 事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係）</p> <p>対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。</p> <p>2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。</p> <p>3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた</p>

方法書についての知事の意見

「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。

- 4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。

4. 地域特性の整理 (第 3 章関係)

- 1) 事業計画地そのものが有する価値 (特徴) について、第 3 章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。
- 2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。
- 3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができるところを調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。
- 4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。

5. 環境影響評価手法の選定 (第 4 章関係)

- 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。
- 3) 排ガス、排水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準 (以下「自主基準」という。) を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。

6. 環境影響評価項目の追加 (第 4 章関係)

方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。

7. 環境保全措置の検討 (第 4 章関係)

- 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。
併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方 (第 1 章第 2)」及び「環境保全措置の検討 (第 1 章第 6. 3)」に沿ってとりまとめること。

8. 環境影響評価の結果のとりまとめ（第4章関係）

- 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。
- 2) 用語の補足、図表の使用、体裁（例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等）など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。

【個別的事項】

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目

1. 1 大気質（接地逆転層の発生状況の把握）（方法書 P. 4-26）

- 1) 気象調査地点 No. 1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所（例えば1. 5m及び10m）で行うこと。
- 2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPS ゾンデ等を使用することにより、大気逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。
- 3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。

1. 2 低周波音（方法書 P. 4-52）

低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。

1. 3 水象（方法書 P. 4-61）

- 1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。
併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。
- 2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-7 1では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。
- 4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。
- 5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。
- 6) 方法書2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。
また、河川法第23条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

2. 1 植物・動物／生態系／共通項目（方法書 P. 4-78）

- 1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。

方法書についての知事の意見

- 2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。

特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。

2. 2 動物調査手法(方法書 P. 4-81)

- 1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。
- 2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。

2. 3 生態系(方法書 P. 4-89)

- 1) 生態系の予測及び評価の手法にHEP（ハビタット評価手続）の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。
- 2) 生態系の評価の際に用いるS Iモデル（環境要因ごとの適正指数）を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。

3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

3. 1 景観・風景(方法書 P. 4-91)

- 1) 景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。
- 2) 景観に対する評価については、方法書 4-92 に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。

4. 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

4. 1 廃棄物・発生土(方法書 P. 4-98)

- 1) ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。
- 2) 事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。

2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 4-1-3 方法書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>【全般的事項】</p> <p>1. 知事意見の反映</p> <p>本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致し、方法書【改訂版】を提出致しました。</p>
<p>2. 事業計画（第2章関係）</p> <p>1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致しました。</p> <p>ただし、補足資料のうち、準備書の構成上、煩雑、冗長になるものについては、その資料の記載内容を抽出、整理し準備書本編に反映しました。</p> <p>また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編（P資 1.1.1～P資 1.3.2）に添付しました。</p>
<p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>公園的な機能を有する空間を創出する計画ですが、現時点では詳細は未確定です。今後の計画、設計にあたっては、ご指摘の視点も含めて検討していく考えです。</p> <p>また、当該箇所の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合には、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書（P2.1）に記載しました。</p>
<p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p>	<p>本事業で出現する主な造成法面は、ごみ処理施設への取付道路、最終処分場の埋立地法面、最終処分場の堰堤が想定されます。</p> <p>ごみ処理施設への取付道路は、できる限り改変範囲を小さくするよう検討しました。</p> <p>また、最終処分場の埋立地法面、堰堤は雨水排水経路や管理用道路の役割も担うため地形に配慮した形状及び構造とすることが難しい面もあるため、埋立完了後の跡地利用の段階で、堰堤上部に起伏をもたせるなど地形に配慮した形状を検討していく考えです。</p>
<p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のごみ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の検討にあたっては、工事時の資機材運搬車両の台数、廃棄物運搬車両の台数を定量的に試算し、その交通条件を用いて大気、騒音、振動等の予測及び評価を実施致しました。</p>
<p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p>	<p>現時点において詳細な事業計画が未確定な部分が残されております。事業計画に複数の案が考えられる内容については、複数案に対し環境影響評価を行い、現時点で想定できる影響とそれに対する環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>今後、計画内容が確定した時点で、より具体的な環境保全措置を策定していきます。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>3. 事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係） 対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討にあたっては、次の点に留意すること。</p> <p>1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。</p> <p>2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。</p> <p>3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。</p> <p>4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。</p>	<p>1)、2) 及び3) について 焼却方式、煙突高さ等の複数の設定にあたっては、その考え方、理由を準備書（P5. 1～P5. 47）に記載するとともに、その特徴を整理し記載しました。 また、評価手法にあたっては、評価方針を設定し、その内容について知事と協議致しました。</p> <p>4) について 複数案の比較結果については、第9章 環境影響の総合的な評価において、表等を用いてできる限り分かりやすく整理しました。 また、予測結果の詳細については、煩雑にならないよう資料編にまとめるなど構成に配慮しました。</p>
<p>4. 地域特性の整理（第3章関係） 1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。</p>	<p>第3章の最後（P3. 130～P3. 139）にとりまとめたものを作成して記載しました。</p>
<p>2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。</p>	<p>「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の作成にあたっては、平成23年3月時点で最新の公表された情報を整理しました。</p>
<p>3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができる場所を調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の地質の状況について、現地で実施したボーリング調査結果をもとに準備書（P3. 26～P3. 27、P6. 333～P6. 341）に記載しました。</p>
<p>4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>ごみ処理施設の範囲では、試掘調査を実施した結果、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘調査を実施します。最終処分場の範囲については、試掘調査の結果、出土品は確認されませんでした。上記内容を準備書（P3. 52）に記載しました。</p>
<p>5. 環境影響評価手法の選定（第4章関係） 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討にあたっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>環境影響評価を実施する上で、専門家の助言等を受けた場合には、その内容、経緯等を準備書資料編（P 資 2. 6. 30～P 資 2. 6. 31、P2. 8. 1）に記載しました。 なお、生態系の検討にあたっては、指標種となるそれぞれ動物の専門家の助言を受けとりまとめました。</p>
<p>2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。</p>	<p>水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点を間門川上流側に追加し、調査を実施致しました。 また、蟹沢川では、方法書に記載したとおり蟹沢川上流で水生生物調査を実施したため、同地点でも水質汚濁、水象の調査を実施致しました。 さらに、水生生物については、対象事業実施区域の南東部の湿地環境でも地点（P. 6. 541 図 6-13-1 水生生物の調査地点 NO. 6）を追加し実施しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
	なお、水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点については該当項目の調査方法に記載しました。
3) 排ガス、廃水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準(以下「自主基準」という。)を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。	ご指摘のとおり対応致しました。
6. 環境影響評価の項目の追加 (第4章関係) 方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。	方法書に記載されていない環境影響評価項目についても、評価の必要性が生じた場合は、手法の見直しを行った上で、評価を行う方針でありますが、準備書段階においては項目の追加等はいりませんでした。
7. 環境保全措置の検討 (第4章関係) 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものでなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。 併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。	環境影響評価の実施にあたっては、「基準達成型」ではなく「ベスト追求型」の評価、環境保全措置の検討を実施して準備書としてとりまとめました。 また、環境保全措置の検討では、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書(第6章の各項目)に記載しました。
2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。	大気汚染及び騒音においては、予測結果が環境保全に関する基準または目標を達成できないことを判断基準として環境保全措置の検討を行いました。 また、植物・動物において、保全すべき種への影響が生じると判断された場合に環境保全措置の検討を行いました。 これらの経緯については、準備書(第6章)の当該項目の評価の方法に整理しております。
3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方(第1章第2)」及び「環境保全措置の検討(第1章第6.3)」に沿ってとりまとめること。	それぞれの環境保全措置については、その内容が「回避」、「最小化」または「代償」のいずれに対応するかを表形式で整理しました。 また、事業計画策定にあたってあらかじめ検討した環境配慮事項を踏まえた予測の結果、環境への影響が認められると判断した場合に、追加的な環境保全措置を検討し、環境への影響を低減するというように準備書(第6章の各項目)の評価方法を整理しております。
8. 環境影響評価の結果のとりまとめ (第4章関係) 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。	準備書の作成にあたっては、大気質、騒音の影響といった定量的評価が可能な項目については、環境保全措置実施の前後の環境影響の軽減の度合い又は複数案の影響の程度の差を定量的、客観的に整理しました。 また、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係は「第9章 環境影響の総合的な評価」に整理しました。
2) 用語の補足、図表の使用、体裁(例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等)など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。	準備書の編集にあたっては、県民等にわかりやすい資料とすることを心がけました。 具体的には、用語の補足を記載するとともに、できる限り図表や写真を活用します。また、必要以上のA3サイズの綴じ込み資料は避けるように配慮しました。 さらに、調査結果の詳細データ、予測条件の詳細データ、予測式など一般の人には分かりづらい部分については、資料編に記載するなどメリハリのある構成を心がけました。

知事の意見	事業者の見解
<p>【個別的事項】</p> <p>1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目</p> <p>1.1 大気質（接地逆転層の発生状況の把握）（方法書 P. 4-26）</p> <p>1) 気象調査地点 No. 1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所（例えば1.5m及び10m）で行うこと。</p>	<p>地上気象調査における気温の測定は、地上1.5m及び地上9.5mの2高度で実施しました。</p> <p>なお、測定高さについては、地上気象調査方法（P6.3）に記載しました。</p>
<p>2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPSゾンデ等を使用することにより、大気の逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。</p>	<p>高層気象観測では、GPSゾンデを使用して調査を実施致しました。</p>
<p>3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。</p>	<p>既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の有無を調査しました。その結果、特に引用した環境影響評価はありませんでした。</p>
<p>1.2 低周波音（方法書 P. 4-52）</p> <p>低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。</p>	<p>方法書 P. 4-52 に示すとおり空気振動（低周波音）については、施設の稼働時における予測評価を実施する考えですが、現時点では施設の設備、機器等が未確定なため、定性的な手法により予測及び評価を実施しました。</p>
<p>1.3 水象（方法書 P. 4-61）</p> <p>1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。</p> <p>併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。</p>	<p>方法書 P. 4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました。</p> <p>また、対象事業から発生する雨水は河川放流、処理水、雑排水は下水道放流する処理方針を記載しました（P2.9～P2.12、P2.17、P2.24）。</p>
<p>2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-71では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>表流水については、方法書 P. 4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました（P6.312～6.321）。</p> <p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点2地点、四季観測地点4地点）、電気探査及び地質調査結果に基づき、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6.308～P6.311）。</p>
<p>3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。</p>	<p>ゴミ処理施設の用水は上水道を使用する計画です。ただし、地域振興施設で用いる地下水については、温泉水を利用する計画です。</p> <p>また、土地の改変や処分場の設置による浅い地下水については、比較的浅い観測井（ボーリング孔）を用いて、通年の水位観測（2地点）、四季の水位観測（4地点）で調査を実施しました（P6.297～P.6.299）。</p>
<p>4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。</p>	<p>平成19年の技術審議会時に提示した比抵抗二次元電気探査の測線は、基本的にゴミ処理施設の揚水量を検討するために設定していましたが、ご指摘の意見を踏まえ、事業実施区域全体の地下水状況を把握するため、さらに東側に1測線を追加し、調査を実施しました（P6.297～P.6.299）。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。</p>	<p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点 2 地点、四季観測地点 4 地点）、電気探査及び地質調査を実施し、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました（P6. 297～P. 6. 299）。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6. 308～P6. 310）。また、地質調査に基づき最終処分場計画地の不透水層を含めた地質構造を把握しました。</p>
<p>6) 方法書 2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。また、河川法第 23 条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。</p>	<p>方法書では、河川水を利用する可能性があると記載していますが、現時点では上水道を利用し、河川水は使用しない計画としております。そのため、河川流量に変化を生じさせることはないものと考えております。</p>
<p>2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目</p> <p>2.1 植物・動物／生態系／共通項目（方法書 P. 4-78）</p> <p>1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。</p> <p>2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域南側の山林については、尾根等に基本踏査ルートを追加設定しました。また、植物群落調査地点を設定しました。植物、動物調査の基本踏査ルートは当該項目の調査地域に示しました（P6. 370 図 6-11-1、P6. 413 図 6-12-1）。</p> <p>準備書の作成にあたっては、生態系の予測において、里山環境の指標種として、ヤマアカガエル、ゲンジボタル、オオムラサキ、テンをあげ、その生息環境がどのように影響を受け、保全できるかを定量的手法で予測・評価を行いました（P6. 576～P6. 588）。景観においては、影響予測において、周辺に生育する樹種を基本にフォトモンタージュを作成し、景観変化を最小化することを考えました（P6. 616～P6. 643）。</p>
<p>3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。</p>	<p>里山の生態系へ及ぼす影響については定量的な評価手法を用い、予測・評価を行っております。その結果、環境保全対策を講じることにより影響は最小化できるものと評価しました（P6. 576～P6. 588）。環境保全対策の実施主体および管理期間等については、現時点では未確定のため、引き続き検討して参ります。</p>
<p>2.2 動物調査手法（方法書 P. 4-81）</p> <p>1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。</p>	<p>両生類・爬虫類の活動がほとんど見られない冬季調査を除き、両生類・爬虫類の調査は水生生物調査と併せて実施しました（P6. 418）。</p>
<p>2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。</p>	<p>昆虫類のライトトラップ調査、ベイトトラップ調査、哺乳類のトラップ調査については、調査地点（No.5）を追加し実施しました。また、動物に係るトラップ調査の手法については、準備書において分かりやすく示しました（P6. 413）。また、調査手法の詳細を資料編（P 資 2.6.1～P 資 2.6.2）に記載しました。</p>
<p>2.3 生態系（方法書 P. 4-89）</p> <p>1) 生態系の予測及び評価の手法に HEP（ハビタ</p>	<p>生態系の予測及び評価手法として HEP を採用しました。その目的、手法、実施体制については準備書</p>

知事の意見	事業者の見解
ット評価手続)の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。	(P6.574～P6.581)及び資料編(P資2.8.1～P資2.8.2)に記載しました。
2)生態系の評価の際に用いるS Iモデル(環境要因ごとの適正指数)を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。	SIモデルの構築にあたっては、評価対象となる動物種の専門家に指導いただき、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」について検討し、定量化が可能であった「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」についてはSIモデルに反映しました。
3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目 3.1 景観・風景(方法書P.4-91) 1)景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。	景観の予測時期は、存在・供用時として施設完成時、埋立完了後を対象と致しました。 また、予測にあたっては、主要な眺望地点からの景観の変化(フォトモンタージュ)(P6.616～P6.640)及び対象事業全体が把握できる鳥瞰図(P2.6)を作成致しました。
2)景観に対する評価については、方法書4-92に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。	方法書P.4-92に示すとおり評価にあたっては、環境影響の回避、最小化に係る評価として、複数案(施設配置、建物の色調の違い、緩衝緑地の有無)の比較検討を行い、周辺景観との調和について評価しております(P6.641～P6.642)。
3)景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。	主要な眺望地点からの予測にあたっては、ごみ処理施設や最終処分場等の土地の改変や建築物の出現による影響のみではなく、廃棄物運搬車両の走行も予測対象とし、フォトモンタージュを作成しました(P6.616～P6.640)。 また、地域住民の身近な視点場として、主要な搬入ルートに沿道において見通しのよい場所を景観の調査地点として追加し、予測・評価を行いました。
4. 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 4.1 廃棄物・発生土(方法書P.4-99)	スラグ等の二次生成物の国内及び県内の現状及び将来動向について調査し、その内容を準備書(P6.659～P6.662)に記載致しました。
1)ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。	
2)事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。	工事時に発生する伐採樹木や発生土の量を定量的に予測し、またその処分方法、リサイクル量をできる限り具体的に記載致しました(P6.657)。

4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解

4.2.1 準備書についての意見

1) 公告、縦覧

「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（平成 23 年 6 月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、財団法人山梨県環境整備事業団、笛吹市）の公告、縦覧等は下記のとおりである。

表 4-2-1 準備書の公告、縦覧等

公 告	平成 23 年 6 月 15 日
縦 覧 期 間	平成 23 年 6 月 15 日～平成 23 年 7 月 14 日
住 民 説 明 会	平成 23 年 6 月 22 日 笛吹市境川支所防災センター 2 階会議室
意 見 書 提 出 期 限	平成 23 年 7 月 28 日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

2) 準備書についての意見

準備書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成 23 年 8 月 1 日に意見がなかったことを県知事に通知した。

4.2.2 準備書についての公聴会の概要

準備書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

4.2.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解

1) 準備書についての知事の意見

平成 23 年 11 月 22 日に山梨県環境影響評価条例第 25 条第 1 項の規定に基づく「（甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価準備書）」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-2-2 準備書についての知事の意見

準備書についての知事の意見

【全般的事項】

1. 環境影響評価結果の対象事業への反映について（第2章関係）

1) 詳細設計の発注仕様書への反映

対象事業の詳細設計の発注において、本手続きを通して検討された環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること。また、詳細設計の検討を複数業者からの提案の比較により行う場合は、より環境に対して配慮が行われている案を採用する旨を評価書に記載すること。

2) 廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映

廃棄物最終処分場の埋立て完了後の土地（以下「最終処分場跡地」という。）の利用計画については、現段階では未定であることから、今後、検討を行うにあたっては、次の点に留意すること。また、当該検討結果については、本手続き終了後であっても、その結果を取りまとめた報告書を作成し知事に提出する旨を評価書に記載すること。

- ① 本手続きにおいて実施することとした、環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないこと。
- ② 施設の安全性、強度等に影響を及ぼさない範囲内において、周辺地形及び植生等との連続性、動植物の生息、生育環境に考慮した良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。特に、曾根丘陵公園をはじめとする眺望点からの景観に悪影響を及ぼさないこと。
- ③ 最終処分場跡地の形状の検討は、フォトモンタージュや3次元コンピュータグラフィックスを用いて検討すること。
- ④ イノシシ、シカ等の大型動物による掘り起しや植物の食害等により当該施設が損傷を受けないよう措置を講ずること。
- ⑤ 検討に当たり専門家の指導・助言を受けた場合は、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにすること。

2. 環境配慮事項（廃棄物運搬車両の運行）について（第2章関係）

施設供用時の廃棄物運搬車両の運行に係る環境配慮事項として、「廃棄物運搬車両の集中の回避」（大気汚染（表6-1-105（P6.137））、騒音（表6-3-50（P6.218））振動（表6-5-36（P6.268））を掲げているが、当該措置に関する具体的な内容が明らかにされていないことから、当該環境配慮事項の実施に係る手法・考え方について次の点に留意し検討を行い、その結果を評価書に記載すること。

- ① 廃棄物運搬車両が集中する時間帯を考慮すること。
- ② 当該措置の実施にあたり、事業区域外において廃棄物運搬車両の一時待機場所等の設置を検討している場合は、その位置を記載すること。

3. 環境影響評価に係る予測条件の整理について（第6章関係）

対象事業による環境影響について予測式等を用いて把握する場合（大気汚染、悪臭、騒音、振動）、発生源から予測地点までの距離については予測結果の再現性を確保する上で必要であることから、各発生源から予測地点までの距離が明らかになるよう、予測条件等に係る資料を整理し評価書に記載すること。

4. 環境保全措置の検討について（第8章関係）

「8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」（P8.7）において、「事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。」旨記載されているが、「追加的な保全対策」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合に

準備書についての知事の意見

については、具体的な内容を理解する事が困難であることから、「8.2 事後調査計画」の表8-2-1 (P8.1) 及び表8-2-2 (P8.4) の各項目に「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に追加記載すること。

5. 検討に用いた参考資料の取扱いについて

評価書の取りまとめに際し、これまでに引用した参考資料については、出典、引用等について遺漏がないことを確認すること。

6. 専門家等の助言の取扱いについて

調査、予測結果のとりまとめ及び環境保全措置の検討において、専門家等の助言を受けた場合については、専門家の所属及び氏名を評価書に記載すること。

【個別的事項】

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目

1. 1 大気汚染 (P6.1)

1) 逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況の把握

地上気象観測の結果(表6-1-11 (P6.5))、事業計画地の冬期における気温の逆転の発生率は約63%であり、また、通年でも約49%であることが確認された。合わせて、パスキル安定度階級分類表による大気の安定状況(表6-1-18 (P6.12))及び逆転層の発生形態(表6-1-19 (P6.15))についても調査が行われていることから、次のことを整理し評価書に記載すること。

① 大気汚染物質の拡散予測(短期予測)については、予め逆転層の種類別(下層逆転、全層逆転、上層逆転、発生なし)に整理し、ごみ処理施設の煙突排ガスの排出又は廃棄物運搬車両等の運行による影響が懸念される気象条件及びその際の大気汚染物質の拡散状況を把握すること。

② 全層逆転(接地逆転型)発生時については、崩壊時のフュミゲーション(いぶし現象)が懸念されることから、発生時期、発生しやすい気象条件を把握すること。

また、環境配慮事項(表6-1-105 (P6.137))に記載した「廃棄物収集運搬車両の集中の回避」の内容として、上記で把握した気象条件を基に、車両運行計画を策定する旨を評価書に記載すること。

2) 廃棄物運搬車両への低公害車両の導入

対象事業の実施による周辺環境への影響をより低減するため、事業者が直接管理する廃棄物収集運搬車両の更新の際の低公害車両の積極的な採用について検討し、その結果を評価書に記載すること。

1. 2 悪臭 (P6.143)

1) 廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握

廃棄物最終処分場の存在・供用に伴う悪臭については、表5-3-3 (P5.23) 及び表5-3-4 (P5.24) において、「廃棄物の埋立てに伴う悪臭の発生が懸念される。」とし、標準的に調査を行う項目として抽出しているが、悪臭に係る予測結果中の「③埋立地から発生する悪臭 (P6.150)」においては、処分する廃棄物が焼却灰等の無機物であること及び即日覆土により悪臭の発生源とはならないとして、予測及び評価が行われていないが、当該結果に至る検討過程について十分な説明がされていないことから、あらためて既存資料、類似事例等の検証を行い、施設の存在・供用に係る悪臭の発生状況及びその程度を把握し、その結果を評価書に記載すること。

2) 事後調査に係る悪臭測定地点の設定

事後調査計画(存在・供用時)(表8-2-2 (P8.4))における当該項目の調査地点については、発生源に

準備書についての知事の意見

おける悪臭の程度を確認するため、悪臭の原因物質が場外に流出する恐れのある気体排出施設の排出口（ごみ処理施設の煙突、換気口、排気筒等）を追加すること。

1. 3 騒音 (P6.153)

1) 自然環境に起因する騒音の取扱い

環境騒音の測定の結果、地点No. 1（別当地区）（図6-3-1（P6.154））において、事業者が設定した参考値（環境基準B 類型）を超過（表6-3-5（P6.155））している要因については、周辺に工場等の騒音の発生源がないことから、自然環境によるとしている。このことは、当該地域の地域特性として配慮すべき事項であるため、当該事業の実施に伴う騒音に対する検討においては、単に現況騒音と事業に係る騒音の騒音レベルの比較のみではなく、自然環境（音環境）との調和について検討を行う旨を評価書に記載すること。

2) 造成に係る環境保全措置の検討過程の明確化

建設機械の稼働に係る環境保全措置（表6-3-21（P6.182））として「工事中の仮囲いの設置」を行うとし、その効果について検討が行われているが、仮囲いの設置位置、構造及びそれらを基とした計算過程が記載されていないことから、評価書に記載すること。

3) 廃棄物最終処分場の埋立て作業に係る予測の前提条件の確認

廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として表6-3-35（P6.206）に記載された建設機械の一覧には、第2章中の最終処分場の施設計画の処理フロー（図2-2-12（P2.22））に記載された展開検査に使用する建設機械が記載されていないことから、廃棄物の搬入から埋立て処分までの作業手順を確認するなかで展開作業に係る建設機械の稼働を表6-3-35 に追加する必要性について再検討を行い、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。

1. 4 空気振動（低周波音）（P6.223）

1) 空気振動に係る事後調査の実施

空気振動の予測及び評価（P6.225）は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月 環境省環境管理局大気生活環境室）からの引用による定性的な検討であることから、予測及び評価の結果を事後調査の実施により確認し、その結果を中間報告書又は完了報告書に記載する旨を評価書に記載すること。

なお、調査はG 特性による測定及び1/3 オクターブ解析により周波数特性を把握する旨もあわせて記載すること。

また、事後調査の結果、準備書又は評価書手続きにおいて想定されなかった環境影響が確認された場合は、当該影響を低減するための環境保全対策を検討・実施する旨をあわせて評価書に記載すること。

1. 5 水質汚濁（P6.273）

1) 造成工事に係る濁水対策

当該事業に係る造成工事等から発生する濁水については、防災調整池を濁水処理施設として使用する計画（表6-6-17（P6.295））としているが、防災調整池が完成するまでの間は、他の造成工事が並行して実施されると考えられ、当該防災調整池とは別の濁水処理が必要となるため、造成区画毎に仮設沈砂池等を設置する等により、公共用水域への濁水の流出を抑制する措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

また、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該防災調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、本来の機能に支障をきたさないよう適切に管理する旨をあわせて評価書に記載すること。

2) 造成工事に伴う濁水監視体制

造成工事の水の濁りに係る「② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価（P6.296）」にお

準備書についての知事の意見

いて、当該項目の予測の不確実性を補完するための措置として行うこととしている「現地での沈降状況を監視」の内容について詳細な説明が行われていないことから、監視の手法（監視記録の作成・保存を含む）、判断基準、異常が確認された場合の対応方針（例：凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止、連絡体制等）を策定し評価書に記載すること。

3) 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理

地域振興施設において利用する温泉の掘削工事に伴い発生する排水及び掘削汚泥の処理については、河川等への泥水の漏洩の防止を徹底するため、排水については十分な能力を有する排水処理施設の設置、掘削汚泥については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理が必要であることから、事業者が想定する当該工事に係る、掘削汚泥及び排水処理の考え方をとりまとめ、評価書に記載すること。

また、温泉の掘削地点の選定については、山梨県環境保全審議会が定める「温泉保護対策に関する審議方針」により示される既存源泉からの離隔距離を確保すること。

4) 平常時水質検査結果の検証

平常時の水質検査の結果、No.4 蟹沢川上流地点の夏期（表6-6-5 (2) (P6.279)）において、浮遊物質（SS）が他の採水時期と比較して高い値を示していることについては、当該地の採水地点の状況（低水位であり、かつ、底質が泥状であったこと）の影響が懸念されるため、当該地点については、今後事業着手までの間、定期的に水質の監視を行うことにより測定結果を補完する旨を評価書に記載すること。

5) 降雨時水質検査結果の整理

降雨時の水質調査は、平成20年11月及び平成21年6月の2回実施されているが（表6-6-7 (P6.282)）、「②予測条件の設定」（p6.291）において、降雨時の水質条件の設定（表6-6-13）が平成21年6月の結果のみで検討が行われている。しかし、当該検討において、平成20年11月の調査結果を検討から除外したこと及びその理由については十分な説明が行われていないことから、濁水対策検討時のデータの取扱いが分かり難いものとなっており、当該項目に係る測定結果の整理の過程及び予測条件の設定方法等について再度検討を行い、検討内容及び結果を評価書に記載すること。

6) 濁水流出対策の算定根拠の整理

降雨時の濁水の流出防止対策については、環境配慮事項（表6-6-17 (P6.295)）において防災調整池を使用することとしていることから、当該防災調整池が濁水対策として有効な表面積、沈降時間等が確保されていることが明らかとなるよう、算定根拠となる資料を評価書に記載すること。

7) 融雪剤の使用に起因する環境影響の把握

融雪剤の使用に係る周辺地下水質等への影響については、種類及び使用量、散布場所、面積等をもとに類似事例等により検討し、その結果を評価書に記載すること。

8) 地下水水質の監視に係る事後調査

当該施設の周辺には水道施設が点在することから、当該施設の供用開始後に実施される地下水等の検査については、予め、これらを管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について協議を行う旨を評価書に記載すること。

1. 6 土壌汚染 (P6.347)

1) 発生土の取扱い

最終処分場建設に伴い場外搬出される発生土については、調査結果（表6-9-3(1), (2) (P6.350)）において環境基準を下回る濃度であるがダイオキシン類及び鉛が検出されていることから、当該発生土を場外

準備書についての知事の意見

に搬出する場合は、次のことを実施する旨を評価書に記載すること。

- ① 搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録（以下「搬出記録」という。）を作成すること。
- ② 事業実施区域内において高いダイオキシン類の濃度が確認された調査地点No. 7周辺及び類似する土地利用が行われた土地から発生土を搬出する際には、定期的に当該項目に係る測定を実施すること。
- ③ 測定の結果、当該項目が環境基準を超過していることが確認された場合は、搬出記録をもとに必要な措置を講ずる旨を評価書に記載すること。

2) 最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止

廃棄物最終処分場における、飛灰等の廃棄物の荷下ろし作業に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、廃棄物の飛散・流出防止の措置として次の事項について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。

- ① 埋立て部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより有害物質の拡散・流出の防止を図ること。
- ② 清掃により集められた廃棄物については、有害物質が含まれるものとして取り扱い、適正処理する旨を評価書に記載すること。
- ③ 清掃に伴う廃棄物を一時保管する場合は、定期的に成分分析を実施し、有害物質の含有状況の把握を行うこと。
- ④ 最終処分場周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、有害物質の飛散による影響を把握すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

2. 1 植物、動物、生態系共通 (P6. 369～)

1) 事業への環境保全措置の反映

対象事業の実施に係る工事工程の検討は、工事を実施する工区毎に保全対象となる動植物種に対し、特に配慮が必要な作業内容及び期間を明記した作業工程表を作成し、適切な工期設定及び工期短縮ができるよう検討を行うとともに、当該工程表を作業員等に周知徹底することにより、保全措置の確実性を確保する旨を評価書に記載すること。

2) 関係車両による野生動物のロードキル対策

本事業の実施及び施設の供用により、事業区域は恒常的に車両が運行することとなるため、資機材運搬車両や廃棄物運搬車両による野生動物との接触、ロードキルが懸念されることから、環境配慮事項（表 6-12-50(1), (2) (p6. 530, 531)）に関係車両のドライバーに対する注意喚起等を実施する旨を評価書に記載すること。

3) 多自然型河川に係る整備方針の策定

蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川の整備及び事業計画地の整備については詳細な記載が行われていないことから、次のことに留意し、具体的な整備方針（管理計画、モニタリングの実施、管理期間、成功基準等）を取りまとめ、評価書に記載すること。

- ① これまでに行った動物、植物及び生態系の調査・予測結果をもとに、保全対象種及び当該種の生息に必要な植生を整理すること。
- ② 現況の自然環境及び土地利用により生息・生育が維持されている動植物種の取り扱いについての考え方を整理すること。

準備書についての知事の意見

③ 付け替え後の河川は、貯留堰堤脇を直線的に流下するため、河川の分断による保全対象種への影響が懸念されることから、当該斜面における水路及び周辺の構造を工夫すること。

特に貯留堰堤直下部分については、ヤマアカガエル等の小動物等が産卵場所として利用できるように配慮すること。

④ 必要に応じて専門家の助言を受ける等により、より効果的な整備を図ること。

4) 環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化

「方法書についての知事の意見に対する事業者の見解（表4-1-3（P4. 11））」において「環境保全対策の実施主体及び管理期間については、現時点では未確定」である旨記載しているが、当該地に係る責任は事業者にあることから、事業者の責任において環境保全措置の実施及び管理を行う旨を評価書に記載すること。

あわせて、事業期間の途中で他の者に措置の実施及び管理を移管する場合は、知事に報告する旨を評価書に記載すること。

5) 野生動物の生息環境の分断に対する措置

事業の実施により出現する覆土置場、取り付け道路等の擁壁により、事業実施区域内及びその周辺に生息する陸上動物（小型鳥類を含む。）の移動経路の分断、生息地の孤立が懸念されることから、事業実施区域内の緑化、修景に係る整備計画又は整備方針を策定するにあたっては、当該施設に防災安全上の支障を及ぼさない範囲において、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び結果を評価書に記載すること。

① 事業実施区域内の植栽帯の配置については、調査により確認された陸上動物の分布、生息状況をもとに、植栽帯が野生動物の「計画地周辺の樹林」と「事業計画地の緑地」との餌場、棲みか、移動経路等の生息環境の連続性を確保すること。

② 植栽種については、当該地の土地利用の変遷、現存植生、潜在自然植生、及び保全対象とする野生動物の特徴を考慮し選定すること。

2. 2 陸上植物（希少種）（P6. 369）

1) マツバランの生育地の移植先の検討

事業の実施により消失するマツバランの生育地の代替地への移植については、事業区域内の未変更区域において、適地調査及び移植試験等により適地を選定するとともに、当該種の移植先が確定するまでの間は、事業者の管理のもと当該種が消失しないよう管理する旨を評価書に記載すること。

2) 希少種の取扱い

最終処分場の計画地内においては、マツバランをはじめとする希少植物が確認されていることから、詳細設計を実施するにあたり希少種の取扱いについては次のことを評価書に記載すること。

① 環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないよう配慮すること。

② 詳細計画を実施するにあたり環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、その内容を事後の手続きにおいて報告すること。

2. 3 陸上動物（希少種）（P6. 411）

1) ミゾゴイの生息環境に係る配慮

事業計画地付近で生息が確認されたミゾゴイの生息環境は、蟹沢川の付け替え工事により一時的に消失することから、当該種の生息環境については、早期に生息環境が回復されるよう次の点に配慮し検討を行い、その過程及び結果を評価書に記載すること。

準備書についての知事の意見

- ① 継続的な調査の実施及び文献収集等により知見を集積し、当該種が継続的に生息することが可能となる条件を把握すること。
- ② 河川の付替え工事の期間については、当該種の渡り等を考慮した期間の設定及び工期の短縮を図ること。
- ③ 水路完成後は速やかに、既存河川から餌となる種の移植、周辺の植物を利用した水路上部の覆い（外敵から身を隠す場所）等の措置を実施すること。

2) オオタカの生息環境に係る配慮

事業計画地に付近に営巣するオオタカ（寺尾ペア）については、予測結果（表6-12-49（5）（P6.513））において、工事時による環境影響が最も大きいと予測される。このため、寺尾ペアについては、現在営巣が確認されている地域の周辺において、当該工事による環境影響、狩り場との距離を考慮した当該種の営巣可能木の分布状況を今後実施するモニタリング調査により確認するとともに、工事期間中、仮に当該個体が隣接地における営巣を回避した場合においても、当該個体について可能な限り追跡調査を実施し、その営巣状況を把握し報告する旨を評価書に記載すること。

3) フクロウの生息環境に係る配慮

フクロウに係る予測（表6-14-24(1)（P6.596））において、「工事中は、狩り場として利用している同地域はほぼ消失する。」とし、評価（表6-14-29(1)（p6.604））における保全対策として、「本種が捕食対象とするネズミ類等の生息環境の確保（餌となる植物種の植栽）」及び「周辺樹林への照明の遮光」を行うこととしており、樹林内に対する保全対策について主に検討が行われている。当該種については、林内だけでなく、今回の開発により消失する耕地等についても狩り場として使用していたと考えられることから、当該種に係る環境保全措置として、事業計画区域内においても、工事に伴い発生する木材等を利用し、餌となる種の隠れ家の設置や、当該種の営巣場所となるべき大型の巣箱の設置等を検討すること。なお、検討にあたり、餌となる種の隠れ家の配置及び大型巣箱の設置位置については、改変後の植栽の状況や連続性を考慮したものとし、その検討過程及び結果を評価書に記載すること。

2. 4 生態系（P6.561）

1) 生態系の検討過程の明確化

生態系の予測及び評価の結果については、対象種の選定理由、モデル構築に係る検討、保全措置の検討等の経緯について十分な説明が行われていないことから、評価書を作成するにあたり、これまでの検討経緯を整理するとともに、対象種の生息に関連する面積に関する適正指標（S I）の追加についても検討し、その結果を詳細に記載すること。

また、当該評価に用いたS Iモデルの構築にあたり助言を受けた専門家については、モデル毎に助言を受けた専門家が明らかになるよう整理し、評価書に記載すること。

2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握

蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、表6-12-49(3)（P6.511）、表6-12-52(1)（P6.535）についても必要な修正を

行うこと。

3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

3. 1 景観 (P6. 607)

1) 白煙による環境影響の把握

ごみ処理施設において計画されている高効率発電については、発電効率確保の必要から白煙防止装置が設置されないため、低温時には煙突からの白煙による景観への影響が懸念されることから、冬期に白煙が発生した場合を想定した予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

2) ごみ処理施設の存在に係る景観への影響の把握

ごみ処理施設、リサイクル工場及び地域振興施設の存在に係る冬期（樹木の落葉時期）の景観の予測については、曾根丘陵公園が施設西側正面に位置しているため、壁面の反射等により予測結果を上回る環境影響が懸念されることから、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び検討結果を評価書に記載すること。

- ① 環境配慮事項（表6-15-11（P6. 641））の「緑化の実施」の植栽については、これらの施設の存在による地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこと。
- ② 曾根丘陵公園からの眺望において、当該施設の背景の基調となる色彩（濃淡）、形状及び反射の程度等の状況を把握すること。
- ③ 影響の程度の把握については、フォトモンタージュに加え3次元コンピュータグラフィックス等を用いた立体的な検討を実施すること。
- ④ 環境影響を軽減するための検討には、本県の「景観アドバイザー制度」等の活用や専門家の助言を受けるなかで、より効果的な検討を実施すること。

4. 環境への負荷の低減のための調査、予測及び評価されるべき項目

4. 1 廃棄物・発生土 (P6. 657)

1) ごみ処理施設の稼働により発生する二次生成物の取扱い

「2）施設の稼働による廃棄物の影響」（P6. 658）において、ごみ処理施設において発生する二次生成物（溶融スラグ）の利用に関する検討は、地域の利用状況の概況把握のみであり、事業者を構成する自治体（甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市）における当該二次生成物の具体的な利用見込み及び利用方針が記載されていないことから、構成自治体におけるこれら二次製品の利用計画又は利用方針を評価書に記載するとともに、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて、利用計画の詳細を明らかにする旨を評価書に記載すること。

あわせて、準備書（P6. 662）で引用している「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進計画」を資料編に添付すること。

4. 2 温室効果ガス等 (P6. 669)

1) 最終処分場から発生する温室効果ガスの影響の把握

最終処分場の供用に伴う温室効果ガス等の排出状況については、処分する焼却灰等の廃棄物が有機物を含まないことから検討が行われていない。しかし、廃棄物に付着した有機物が埋設・腐敗することによるメタンガス等の温室効果ガスの発生が懸念されることから、既存資料、類似事例の引用等により、その影響の程度について検証し評価書に記載すること。

2) 準備書についての知事の意見に対する事業者の見解

準備書についての知事の意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 4-2-3 準備書についての知事の意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応ページ
【全般的事項】		
<p>1. 環境影響評価結果の対象事業への反映について（第2章関係）</p> <p>1) 詳細設計の発注仕様書への反映 対象事業の詳細設計の発注において、本手続きを通して検討された環境配慮事項及び環境保全措置の内容を『仕様書』に明記すること。また、詳細設計の検討を複数業者からの提案の比較により行う場合は、より環境に対して配慮が行われている案を採用する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」にごみ処理施設の計画・設計時の環境保全計画として、「詳細設計等の発注時の仕様書への明記」及び「環境負荷の小さい計画の選考」を追記しました。</p>	2. 33
<p>2) 廃棄物最終処分場の跡地利用計画への反映 廃棄物最終処分場の埋立て完了後の土地（以下「最終処分場跡地」という。）の利用計画については、現段階では未定であることから、今後、検討を行うにあたっては、次の点に留意すること。また、当該検討結果については、本手続き終了後であっても、その結果を取りまとめた報告書を作成し知事に提出する旨を評価書に記載すること。</p> <p>①本手続きにおいて実施することとした、環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないこと。</p> <p>②施設の安全性、強度等に影響を及ぼさない範囲内において、周辺地形及び植生等との連続性、動植物の生息、生育環境に考慮した良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。特に、曾根丘陵公園をはじめとする眺望点からの景観に悪影響を及ぼさないこと。</p> <p>③最終処分場跡地の形状の検討は、フォトモンタージュや3次元コンピュータグラフィックスを用いて検討すること。</p> <p>④イノシシ、シカ等の大型動物による掘り起しや植物の食害等により当該施設が損傷を受けないよう措置を講ずること。</p> <p>⑤検討に当たり専門家の指導・助言を受けた場合は、専門家の所属、氏名、専門分野及び指導内容を明らかにすること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」に廃棄物最終処分場の計画・設計時の環境保全計画として、「環境配慮事項及び環境保全措置の実施」、「周辺環境に適合する計画の策定」、「跡地利用計画の検討」、「動物による掘り起こし等の防止」、「専門家の指導」を追記しました。</p>	2. 33
<p>2. 環境配慮事項（廃棄物運搬車両の運行）について（第2章関係） 施設供用時の廃棄物運搬車両の運行に係る環境配慮事項として、「廃棄物運搬車両の集中の回避」（大気汚染（表 6-1-105（P6. 137））、騒音（表 6-3-50（P6. 218））振動（表 6-5-36（P6. 268））を掲げているが、当該措置に関する具体的な内容が明らかにされていないことから、当該環境配慮事項の実施に係る手法・考え方について次の点に留意し検討を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>①廃棄物運搬車両が集中する時間帯を考慮すること。</p> <p>②当該措置の実施にあたり、事業区域外において廃棄物運搬車両の一時待機場所等の設置を検討している場合は、その位置を記載すること。</p>	<p>「第2章 対象事業の目的及び内容」にごみ処理施設への廃棄物収集運搬車両の搬入時間帯の考え方及び廃棄物収集運搬車両の待機場所設置の考え方について追記しました。</p>	2. 25

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<p>3. 環境影響評価に係る予測条件の整理について（第6章関係） 対象事業による環境影響について予測式等を用いて把握する場合（大気汚染、悪臭、騒音、振動）、発生源から予測地点までの距離については予測結果の再現性を確保する上で必要であることから、各発生源から予測地点までの距離が明らかになるよう、予測条件等に係る資料を整理し評価書に記載すること。</p>	<p>予測に用いた発生源から予測地点までの距離については、整理した資料を資料編（大気汚染：資料2.1.5、騒音：資料2.2.5、振動：資料2.3.4）に記載しました。なお、悪臭については、発生源から最大直値濃度地点までの距離を評価書に示しております。</p>	<p>（悪臭） 6.150 （大気） 資2.1.303 （騒音） 資2.2.52 （振動） 資2.3.28</p>
<p>4. 環境保全措置の検討について（第8章関係） 「8.3 環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針」（P8.7）において、「事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、速やかに追加的な保全対策を講じる。」旨記載されているが、「追加的な保全対策」の実施要件となっている「環境影響の程度が著しい」場合については、具体的な内容を理解する事が困難である事から、「8.2 事後調査計画」の表8-2-1（P8.1）及び表8-2-2（P8.4）の各項目に「環境影響の程度が著しい」と判断する場合の要件又は考え方を評価書に追加記載すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」に環境影響評価項目毎に設定した「環境保全に係る基準または目標」を基本に「環境影響が著しい」と判断する基準等を設定し、評価書に示しました。</p>	<p>8.7</p>
<p>5. 検討に用いた参考資料の取扱いについて 評価書の取りまとめに際し、これまでに引用した参考資料については、出典、引用等について遺漏がないことを確認すること。</p>	<p>引用資料等については出典等について再確認を行いました。</p>	<p>—</p>
<p>6. 専門家等の助言の取扱いについて 調査、予測結果のとりまとめ及び環境保全措置の検討において、専門家等の助言を受けた場合については、専門家の所属及び氏名を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上植物（マツバラ）、陸上動物（オオタカ、ミゾゴイ）、生態系、景観について助言を受けた専門家の所属及び氏名を記載しました。</p>	<p>（マツバラ） 6.377 （オオタカ） 6.589 （ミゾゴイ） 6.590 （生態系） 6.588 （景観） 6.654</p>
【個別的事項】		
1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目		
<p>1. 1 大気汚染（P6.1） 1) 逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況の把握 地上気象観測の結果（表6-1-11（P6.5））、事業計画地の冬期における気温の逆転の発生率は約63%であり、また、通年でも約49%であることが確認された。合わせて、パスキル安定度階級分類表による大気の安定状況（表6-1-18（P6.12））及び逆転層の発生形態（表6-1-19（P6.15））についても調査が行われていることから、次のことを整理し評価書に記載すること。</p> <p>① 大気汚染物質の拡散予測（短期予測）については、予め逆転層の種類別（下層逆転、全層逆転、上層逆転、発生なし）に整理し、ごみ処理施設の煙突排ガスの排出又は廃棄物運搬車両等の運行による影響が懸念される気象条件及びその際の大気汚染物質の拡散状況を把握すること。</p>	<p>「4）施設の稼働による二酸化窒素等の影響」の予測結果の部分に下層逆転、全層逆転、上層逆転の発生状況を季節別、大気安定度別、調査時間別に整理しました。ごみ処理施設の煙突排ガスにおける拡散状況については、準備書において検討した結果が最も影響が大きい拡散状況となっています。</p> <p>廃棄物運搬車両に対しては、地表面近くの影響であるため、年間の地上気象調査で実施した地上1.5mと地上9.5mの気温の調査結果について、時間別の発生状況の整理を行いました。また、逆転層発生時の廃棄物運搬車両の走行による影響については、大気安定度Gの強安定状態として点煙源からの短期拡散計算を行った結果、設定した短期濃度予測における保全目標を下回る値となりました。</p>	<p>6.113～ 6.115 6.139</p>

知事意見	事業者の見解	対応ページ
② 全層逆転（接地逆転型）発生時については、崩壊時のフュミゲーション（いぶし現象）が懸念されることから、発生時期、発生しやすい気象条件を把握すること。	全層逆転の発生時期、発生しやすい条件については、短期濃度予測結果の部分で整理しました。整理した結果、上層気象調査期間で確認された全層逆転層は、逆転層の上限が地上 120m（7 月の 2 回）又は 140m（1 月の 4 回）であり、季節を問わず、夕方から夜間にかけて、地上風速が低く、大気が安定している条件で出現していました。	6. 113
また、環境配慮事項（表6-1-105（P6. 137））に記載した「廃棄物収集運搬車両の集中の回避」の内容として、上記で把握した気象条件を基に、車両運行計画を策定する旨を評価書に記載すること。	地表付近の気温逆転の発生状況を時間別に整理した結果、廃棄物運搬車両の搬入時間では、気温逆転の発生は少ないことから、「特に接地逆転層により大気汚染物質が拡散しにくい早朝及び夕方に搬入が集中することのないように計画する。」という文章を「(6) 環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」の内容に追記しました。	6. 140
2) 廃棄物運搬車両への低公害車両の導入対象事業の実施による周辺環境への影響をより低減するため、事業者が直接管理する廃棄物収集運搬車両の更新の際の低公害車両の積極的な採用について検討し、その結果を評価書に記載すること。	廃棄物収集運搬車両は収集を行う自治体の所管であり、事業者としては直接管理を行うものではありません。ただし、事業者として可能な範囲で関係機関へ低公害車両の導入について働きかけを行っていくことから、「(6) 環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」に「関係機関への低公害車両の導入の要請」を追加しました。	6. 140
1. 2 悪臭（P6. 143）		
1) 廃棄物最終処分場における悪臭の発生状況の把握 廃棄物最終処分場の存在・供用に伴う悪臭については、表5-3-3（P5. 23）及び表5-3-4（P5. 24）において、「廃棄物の埋立てに伴う悪臭の発生が懸念される。」とし、標準的に調査を行う項目として抽出しているが、悪臭に係る予測結果中の「③埋立地から発生する悪臭（P6. 150）」においては、処分する廃棄物が焼却灰等の無機物であること及び即日覆土により悪臭の発生源とはならないとして、予測及び評価が行われていないが、当該結果に至る検討過程について十分な説明がされていないことから、あらためて既存資料、類似事例等の検証を行い、施設の存在・供用に係る悪臭の発生状況及びその程度を把握し、その結果を評価書に記載すること。	埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例を参考に、最終処分場からの悪臭の影響の程度について予測・評価を行いました。その結果、最終処分場のガス抜き管からはアンモニア、硫化水素が検出されておりますが、濃度は低く、周辺に及ぼす悪臭の影響はほとんどないと予測しました。	6. 152
2) 事後調査に係る悪臭測定地点の設定 事後調査計画（存在・供用時）（表8-2-2（P8. 4））における当該項目の調査地点については、発生源における悪臭の程度を確認するため、悪臭の原因物質が場外に流出する恐れのある気体排出施設の排出口（ごみ処理施設の煙突、換気口、排気筒等）を追加すること。	「第 8 章 事後調査計画」に悪臭の事後調査地点として、ごみ焼却施設の煙突排出口もしくは煙道を追加しました。	8. 5
1. 3 騒音（P6. 153）		
1) 自然環境に起因する騒音の取扱い 環境騒音の測定の結果、地点No. 1（別当地区）（図6-3-1（P6. 154））において、事業者が設定した参考値（環境基準B 類型）を超過（表6-3-5（P6. 155））している要因については、周辺に工場等の騒音の発生源がないことから、自然環境によるとしている。このことは、当該地域の地域特性として配慮すべき事項であるため、当該事業の実施に伴う騒音に対する検討においては、単に現況騒音と事業に係る騒音の騒音レベルの比較のみではなく、自然環境（音環境）との調和について検討を行う旨を評価書に記載すること。	参考値を超過した夜間に事業の実施による影響が考えられる「3）施設の稼働による騒音の影響」の評価結果の部分において、夜間における現況値よりも施設からの音の予測結果が 8～10dB(A)低いことから自然環境との調和が図られることを追記しました。	6. 218

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<p>2) 造成に係る環境保全措置の検討過程の明確化 建設機械の稼働に係る環境保全措置（表6-3-21（P6.182））として「工事中の仮囲いの設置」を行うとし、その効果について検討が行われているが、仮囲いの設置位置、構造及びそれらを基とした計算過程が記載されていないことから、評価書に記載すること。</p>	<p>予測検討における仮囲いの位置図及び仮囲い設置時の計算結果を追記しました。仮囲いによる低減効果は、準備書において評価結果に記載しているとおり、騒音レベル(L₅)で0.3～4.1dB(A)、等価騒音レベル(LAeq)で0～4.8dB(A)の低減効果が得られる結果となっています。</p>	<p>6.184～ 6.186</p>
<p>3) 廃棄物最終処分場の埋立て作業に係る予測の前提条件の確認 廃棄物最終処分場の埋立て作業に用いる建設機械として表6-3-35（P6.206）に記載された建設機械の一覧には、第2章中の最終処分場の施設計画の処理フロー（図2-2-12（P2.22））に記載された展開検査に使用する建設機械が記載されていないことから、廃棄物の搬入から埋立て処分までの作業手順を確認するなかで展開作業に係る建設機械の稼働を表6-3-35に追加する必要性について再検討を行い、検討経緯及びその結果を評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物収集運搬車両の計画台数は27台/日であるため、展開検査と埋立て作業はほとんど重ならないと考えておりましたが、重なる可能性はあるため、展開作業に係る建設機械を1台追加し再度検討を行い、追記及び予測値の修正を行いました。 展開作業による建設機械1台の追加による計算結果は、最終処分場の稼働における追加前の結果と比較して騒音レベル(L₅)で0.0～0.1dB(A)、等価騒音レベル(LAeq)で0.0～0.4dB(A)の増加であり、複合影響については、数値は変わらず、環境保全に係る基準又は目標を満足する結果となっています。</p>	<p>6.210～ 6.219</p>
<p>1. 4 空気振動（低周波音）（P6.223）</p>		
<p>1) 空気振動に係る事後調査の実施 空気振動の予測及び評価（P6.225）は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月 環境省環境管理局大気生活環境室）からの引用による定性的な検討であることから、予測及び評価の結果を事後調査の実施により確認し、その結果を中間報告書又は完了報告書に記載する旨を評価書に記載すること。 なお、調査はG特性による測定及び1/3オクターブ解析により周波数特性を把握する旨もあわせて記載すること。 また、事後調査の結果、準備書又は評価書手続きにおいて想定されなかった環境影響が確認された場合は、当該影響を低減するための環境保全対策を検討・実施する旨をあわせて評価書に記載すること。</p>	<p>空気振動（低周波音）について、存在・供用時の事後調査項目に追加しました。また、調査内容をG特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベルとしました。なお、事後調査の結果、「環境保全に係る基準または目標」を達成していない場合には、速やかに原因の究明を行い、本事業による影響が確認された場合には追加的な保全対策を講じることとします。</p>	<p>8.5 8.7</p>
<p>1. 5 水質汚濁（P6.273）</p>		
<p>1) 造成工事に係る濁水対策 当該事業に係る造成工事等から発生する濁水については、防災調整池を濁水処理施設として使用する計画（表6-6-17（P6.295））としているが、防災調整池が完成するまでの間は、他の造成工事が並行して実施されると考えられ、当該防災調整池とは別の濁水処理が必要となるため、造成区画毎に仮設沈砂池等を設置する等により、公共用水域への濁水の流出を抑制する措置を講ずる旨を評価書に記載すること。 また、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該防災調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、本来の機能に支障をきたさないよう適切に管理する旨をあわせて評価書に記載すること。</p>	<p>「(8)評価結果①環境への影響の回避または最小化に係る評価」の部分に、『防災調整池が完成するまでの間についても、造成区画毎に仮設沈砂池を設置し公共用水域への濁水の影響を抑制することとする。なお、防災調整池を造成中の沈砂池として利用している間は、当該調整池の土砂等の堆積状況の監視を行い、濁水濃度を低減させる機能（滞留時間の確保）に支障をきたさないよう適切に管理する。』という文章を追記しました。</p>	<p>6.300</p>

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<p>2) 造成工事に伴う濁水監視体制 造成工事の水の濁りに係る「② 環境保全に係る基準または目標との整合性に係る評価 (P6. 296)」において、当該項目の予測の不確実性を補完するための措置として行うこととしている「現地での沈降状況を監視」の内容について詳細な説明が行われていないことから、監視の手法（監視記録の作成・保存を含む）、判断基準、異常が確認された場合の対応方針（例：凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止、連絡体制等）を策定し評価書に記載すること。</p>	<p>本編に監視方法は資料編に示すことを記載し、資料編（資料 2. 4. 2）に監視の手法を追記しました。</p>	<p>6. 300 資 2. 4. 3</p>
<p>3) 温泉掘削に伴う排水及び汚泥の適正処理 地域振興施設において利用する温泉の掘削工事に伴い発生する排水及び掘削汚泥の処理については、河川等への泥水の漏洩の防止を徹底するため、排水については十分な能力を有する排水処理施設の設置、掘削汚泥については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理が必要であることから、事業者が想定する当該工事に係る、掘削汚泥及び排水処理の考え方をとりまとめ、評価書に記載すること。 また、温泉の掘削地点の選定については、山梨県環境保全審議会が定める「温泉保護対策に関する審議方針」により示される既存源泉からの離隔距離を確保すること。</p>	<p>「(1) 予測項目」の部分に、考え方を資料編（資料 2. 4. 3）に示すことを記載し、資料編に考え方を記載しました。また、温泉の掘削地点については、既存源泉からの距離を確保します。</p>	<p>6. 294 資 2. 4. 4</p>
<p>4) 平常時水質検査結果の検証 平常時の水質検査の結果、No. 4 蟹沢川上流地点の夏期（表6-6-5 (2) (P6. 279)）において、浮遊物質量（SS）が他の採水時期と比較して高い値を示していることについては、当該地の採水地点の状況（低水位であり、かつ、底質が泥状であったこと）の影響が懸念されるため、当該地点については、今後事業着手までの間、定期的に水質の監視を行うことにより測定結果を補完する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「5) 調査結果」の部分に『No. 4 地点については、夏季に低水位であったことから浮遊物質量が高くなったものと考えられるが、測定結果を補完するため、事業着手までの間の夏季に 1 回、浮遊物質量及び河川流量の測定を実施する。』という文章を追記しました。 また、「第 8 章事後調査計画」にも上記調査について追記しました。</p>	<p>6. 281 8. 1～8. 2</p>
<p>5) 降雨時水質検査結果の整理 降雨時の水質調査は、平成 20 年 11 月及び平成 21 年 6 月の 2 回実施されているが（表6-6-7 (P6. 282) ）、「②予測条件の設定」(p6. 291) において、降雨時の水質条件の設定（表6-6-13）が平成 21 年 6 月の結果のみで検討が行われている。しかし、当該検討において、平成 20 年 11 月の調査結果を検討から除外したこと及びその理由については十分な説明が行われていないことから、濁水対策検討時のデータの取扱いが分かり難いものとなっており、当該項目に係る測定結果の整理の過程及び予測条件の設定方法等について再度検討を行い、検討内容及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「②予測条件の設定」の部分に『降雨時の水質の現地調査については、現地調査結果に示したとおり平成 20 年 11 月 28 日（第 1 回目）と平成 21 年 6 月 24 日（第 2 回目）に実施しているが、第 1 回目の試料サンプリング時には、浮遊物質量及び流量の変化があまり見られず、降雨時の状況を把握するという目的に対して適切な状況ではなかったものと判断し、再度、第 2 回目を実施したものである。このため、予測条件としては、降雨時の状況として適切ではないと考えられる第 1 回目の調査結果は使用せず、第 2 回目の調査結果のみ使用することとした。』という文章を追記しました。</p>	<p>6. 295</p>
<p>6) 濁水流出対策の算定根拠の整理 降雨時の濁水の流出防止対策については、環境配慮事項（表6-6-17 (P6. 295)）において防災調整池を使用することとしていることから、当該防災調整池が濁水対策として有効な表面積、沈降時間等が確保されていることが明らかとなるよう、算定根拠となる資料を評価書に記載すること。</p>	<p>防災調整池の容量については、最新の情報を元にごみ処理施設及び地域振興施設の工事に対し 15, 200m³、最終処分場の工事に対し 3, 400m³ として再計算を行った結果、計算に用いた調整池容量がいずれも準備書より大きくなったことから、濁水放流後の浮遊物質量の濃度は、間門川、蟹沢川のいずれも準備書における予測結果より低くなりました。また、各調整池の図面を資料編（資料 2. 4. 1）に追記しました。</p>	<p>6. 297～ 6. 300 資 2. 4. 1</p>

知事意見	事業者の見解	対応ページ
7) 融雪剤の使用に起因する環境影響の把握 融雪剤の使用に係る周辺地下水質等への影響については、種類及び使用量、散布場所、面積等をもとに類似事例等により検討し、その結果を評価書に記載すること。	「(1) 予測項目」の部分に、資料編に示すことを記載し、資料編(資料 2. 4. 3) に事例及び影響についての検討結果を記載しました。 事例を参考とした検討の結果、これまでと同等の融雪材の使用においては、地下水への影響は小さいと考えました。	6. 294 資 2. 4. 4
8) 地下水水質の監視に係る事後調査 当該施設の周辺には水道施設が点在することから、当該施設の供用開始後に実施される地下水等の検査については、予め、これらを管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について協議を行う旨を評価書に記載すること。	「第 8 章 事後調査計画」の部分に『地下水質の調査については、管轄する行政機関と調査内容及び水質異常確認時の連絡体制等について事前に協議を行う。』という文章を追記しました。	8. 5
1. 6 土壌汚染 (P6. 347)		
1) 発生土の取扱い 最終処分場建設に伴い場外搬出される発生土については、調査結果(表6-9-3(1), (2) (P6. 350))において環境基準を下回る濃度であるがダイオキシン類及び鉛が検出されていることから、当該発生土を場外に搬出する場合は、次のことを実施する旨を評価書に記載すること。 ① 搬出先、搬出量、搬出先での土地利用等の記録(以下「搬出記録」という。)を作成すること。 ② 事業実施区域内において高いダイオキシン類の濃度が確認された調査地点No. 7周辺及び類似する土地利用が行われた土地から発生土を搬出する際には、定期的に当該項目に係る測定を実施すること。 ③ 測定の結果、当該項目が環境基準を超過していることが確認された場合は、搬出記録をもとに必要な措置を講ずる旨を評価書に記載すること。	「(6) 環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」に工事時の環境配慮事項として、「搬出記録の作成」、「休耕田からの発生土の定期測定」を記載しました。 また、測定の結果、ダイオキシン類が環境基準を超過している場合の対応についても「休耕田からの発生土の定期測定」の欄に記載しました。	6. 359
2) 最終処分場周辺への廃棄物の飛散・流出の防止 廃棄物最終処分場における、飛灰等の廃棄物の荷下ろし作業に起因する有害物質の周辺の土地への飛散、公共用水域への流出が懸念されることから、廃棄物の飛散・流出防止の措置として次の事項について検討を行い、検討結果を評価書に記載すること。 ① 埋立て部分周辺及び雨水側溝等の飛散物が溜まりやすい場所については、定期的に清掃を実施することにより有害物質の拡散・流出の防止を図ること。 ② 清掃により集められた廃棄物については、有害物質が含まれるものとして取り扱い、適正処理する旨を評価書に記載すること。 ③ 清掃に伴う廃棄物を一時保管する場合は、定期的に成分分析を実施し、有害物質の含有状況の把握を行うこと。 ④ 最終処分場周辺の土壌についても定期的に成分分析を行い、有害物質の飛散による影響を把握すること。	「(6) 環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に存在・供用時の環境配慮事項として、「最終処分場周辺の定期的な清掃」、「定期的な土壌調査の実施」、を記載しました。 また、清掃により集められた廃棄物については、保管せず、最終処分場において埋立処分する旨を「最終処分場周辺の定期的な清掃」の欄に記載しました。	6. 358

知事意見	事業者の見解	対応ページ
2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目		
2. 1 植物、動物、生態系共通 (P6.369～)		
<p>1) 事業への環境保全措置の反映 対象事業の実施に係る工事工程の検討は、工事を実施する工区毎に保全対象となる動植物種に対し、特に配慮が必要な作業内容及び期間を明記した作業工程表を作成し、適切な工期設定及び工期短縮ができるよう検討を行うとともに、当該工程表を作業員等に周知徹底することにより、保全措置の確実性を確保する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上植物について、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「保全すべき植物種に配慮した工事工程の検討」を記載し、「移植対象となる植物の移植時期、移植先の環境整備を踏まえた工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底することで環境保全措置の確実性を確保する。」ことを示しました。 陸上動物についても同様に、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「保全すべき動物種に配慮した工事工程の検討」を記載し、「保全すべき動物種の繁殖時期等に配慮が必要な時期には影響が生じる恐れのある工区の作業を避けるなどの検討を行ったうえで工事工程を設定する。また、工区ごとの作業工程表を作成し、作業員等に周知徹底する。」ことを示しました。</p>	<p>6.413 6.536</p>
<p>2) 関係車両による野生動物のロードキル対策 本事業の実施及び施設の供用により、事業区域は恒常的に車両が運行することとなるため、資機材運搬車両や廃棄物運搬車両による野生動物との接触、ロードキルが懸念されることから、環境配慮事項(表6-12-50(1),(2)(p6.530,531))に関係車両のドライバーに対する注意喚起等を実施する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>陸上動物についても同様に、「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に環境配慮事項として、「ロードキル防止の注意喚起」を記載し、「工事時の資機材運搬車両、存在・教養時の廃棄物運搬車両の運転手に対して、ロードキル防止のための注意喚起を行う。」ことを示しました。</p>	<p>6.536</p>
<p>3) 多自然型河川に係る整備方針の策定 蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川の整備及び事業計画地の整備については詳細な記載が行われていないことから、次のことに留意し、具体的な整備方針(管理計画、モニタリングの実施、管理期間、成功基準等)を取りまとめ、評価書に記載すること。 ①これまでに行った動物、植物及び生態系の調査・予測結果をもとに、保全対象種及び当該種の生息に必要な植生を整理すること。 ②現況の自然環境及び土地利用により生息・生育が維持されている動植物種の取り扱いについての考え方を整理すること。 ③付け替え後の河川は、貯留堰堤脇を直線的に流下するため、河川の分断による保全対象種への影響が懸念されることから、当該斜面における水路及び周辺の構造を工夫すること。 特に貯留堰堤直下部分については、ヤマアカガエル等の小動物等が産卵場所として利用できるように配慮すること。 ④必要に応じて専門家の助言を受ける等により、より効果的な整備を図ること。</p>	<p>蟹沢川の付け替え工事に伴う多自然河川等の環境保全対策について、「6-14 生態系」において、現況調査結果を踏まえた検討の状況を整理しました。植栽種選定にあたっては、潜在自然植生、現況植生を踏まえて、現況植生の樹林である二次林に生育する種を中心に選定する方針としました。これは、対象事業実施区域及び周辺に生育・生息する植物、動物種は現況の環境を基盤として構成されていることを考慮しているものです。 貯留堰堤脇の河川勾配については構造上緩やかにすることが困難であるため、堰堤脇流下後の流速を緩和するための減勢工を設置します。この部分での河川構造物による分断が不可避であるため、堰堤上流部にカエル類の産卵場所となる止水域を含めたビオトープを設けることで環境影響を緩和する考えです。 また、付け替え河川の具体的な設計にあたっては必要に応じて専門家の助言を受けることとします。</p>	<p>6.593～ 6.595</p>

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<p>4) 環境保全対策の実施に係る責任の所在の明確化</p> <p>「方法書についての知事の意見に対する事業者の見解(表4-1-3(P4.11))」において「環境保全対策の実施主体及び管理期間については、現時点では未確定」である旨記載しているが、当該地に係る責任は事業者にあることから、事業者の責任において環境保全措置の実施及び管理を行う旨を評価書に記載すること。あわせて、事業期間の途中で他の者に措置の実施及び管理を移管する場合は、知事に報告する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>環境配慮事項、環境保全措置については、事業者の追加、変更等があった場合においても確実に継承する旨を「第2章 対象事業計画の内容」、「第7章 環境保全措置」及び「第8章 事後調査計画」に記載しました。</p>	<p>2.33 7.1 8.8</p>
<p>5) 野生動物の生息環境の分断に対する措置</p> <p>事業の実施により出現する覆土置場、取り付け道路等の擁壁により、事業実施区域内及びその周辺に生息する陸上動物(小型鳥類を含む。)の移動経路の分断、生息地の孤立が懸念されることから、事業実施区域内の緑化、修景に係る整備計画又は整備方針を策定するにあたっては、当該施設に防災安全上の支障を及ぼさない範囲において、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>①事業実施区域内の植栽帯の配置については、調査により確認された陸上動物の分布、生息状況をもとに、植栽帯が野生生物の「計画地周辺の樹林」と「事業計画地の緑地」との餌場、棲みか、移動経路等の生息環境の連続性を確保すること。</p> <p>②植栽種については、当該地の土地利用の変遷、現存植生、潜在自然植生、及び保全対象とする野生動物の特徴を考慮し選定すること。</p>	<p>「6-14 生態系」において、土地利用の変遷、潜在自然植生及び生息環境区分図を追記しました。</p> <p>また、今後の緑化、修景等に係る計画の具体化にあたっては、植栽帯等が動物の生息環境の連続性の確保に効果的なものとしていく方針を示しました。</p>	<p>6.568～ 6.574 6.593～ 6.595</p>
<p>2. 2陸上植物(希少種)(P6.369)</p>		
<p>1) マツバランの生育地の移植先の検討</p> <p>事業の実施により消失するマツバランの生育地の代替地への移植については、事業区域内の未変更区域において、適地調査及び移植試験等により適地を選定するとともに、当該種の移植先が確定するまでの間は、事業者の管理のもと当該種が消失しないよう管理する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にマツバランの環境保全措置として、「①仮移植の実施」、「②移植適地調査の実施」、「③生育個体の保存」を追記しました。</p>	<p>6.414</p>
<p>2) 希少種の取扱い</p> <p>最終処分場の計画地内においては、マツバランをはじめとする希少植物が確認されていることから、詳細設計を実施するにあたり希少種の取扱いについては次のことを評価書に記載すること。</p> <p>①環境配慮事項、環境保全措置等の効果を阻害しないよう配慮すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ①環境配慮事項」に希少植物に対する環境配慮事項として、「希少植物へ配慮した計画・設計」を追記しました。</p>	<p>6.413</p>
<p>②詳細計画を実施するにあたり環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、その内容を事後の手続きにおいて報告すること。</p>	<p>「第8章 事後調査計画」に環境保全措置等の追加・変更を行った場合には、報告を行うことを追記しました。</p>	<p>8.8</p>

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<p>2. 3陸上動物（希少種）（P6.411）</p> <p>1）ミゾゴイの生息環境に係る配慮 事業計画地付近で生息が確認されたミゾゴイの生息環境は、蟹沢川の付け替え工事により一時的に消失することから、当該種の生息環境については、早期に生息環境が回復されるよう次の点に配慮し検討を行い、その過程及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>①継続的な調査の実施及び文献収集等により知見を集積し、当該種が継続的に生息することが可能となる条件を把握すること。</p> <p>②河川の付替え工事の期間については、当該種の渡り等を考慮した期間の設定及び工期の短縮を図ること。</p> <p>③水路完成後は速やかに、既存河川から餌となる種の移植、周辺の植物を利用した水路上部の覆い（外敵から身を隠す場所）等の措置を実施すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にミゾゴイに対する環境保全措置として、「モニタリング調査結果は、ミゾゴイに対するより効果的な保全対策検討のための基礎データとして活用する。」、「河川付け替え工事時期はミゾゴイの渡りの時期、繁殖時期を考慮するとともに、工期を極力短縮する。」、「蟹沢川付替河川における採餌環境の整備にあたっては、周辺植物の利用により採餌場所の上部を覆うなど隠れ場所の創出を図る。」ことを追記しました。</p>	6.538
<p>2）オオタカの生息環境に係る配慮 事業計画地に付近に営巣するオオタカ（寺尾ペア）については、予測結果（表6-12-49（5）（P6.513））において、工事時による環境影響が最も大きいと予測される。このため、寺尾ペアについては、現在営巣が確認されている地域の周辺において、当該工事による環境影響、狩り場との距離を考慮した当該種の営巣可能木の分布状況を今後実施するモニタリング調査により確認するとともに、工事期間中、仮に当該個体が隣接地における営巣を回避した場合においても、当該個体について可能な限り追跡調査を実施し、その営巣状況を把握し報告する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にオオタカに対する環境保全措置として、「モニタリング調査に際しては周辺の営巣可能木の分布状況を把握する。」、「工事中に仮に近接地における営巣を行わなかった場合においても、周辺地域におけるオオタカの営巣状況の調査を行う。」ことを追記しました。</p>	6.539
<p>3）フクロウの生息環境に係る配慮 フクロウに係る予測（表6-14-24(1)（P6.596））において、「工事中は、狩り場として利用している同地域はほぼ消失する。」とし、評価（表6-14-29(1)（p6.604））における保全対策として、「本種が捕食対象とするネズミ類等の生息環境の確保（餌となる植物種の植栽）」及び「周辺樹林への照明の遮光」を行うこととしており、樹林内に対する保全対策について主に検討が行われている。当該種については、林内だけでなく、今回の開発により消失する耕地等についても狩り場として使用していたと考えられることから、当該種に係る環境保全措置として、事業計画区域内においても、工事に伴い発生する木材等を利用し、餌となる種の隠れ家の設置や、当該種の営巣場所となるべき大型の巣箱の設置等を検討すること。なお、検討にあたり、餌となる種の隠れ家の配置及び大型巣箱の設置位置については、変更後の植栽の状況や連続性を考慮したものとし、その検討過程及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(6)環境保全の内容と経緯 ②環境保全措置」にフクロウに対する環境保全措置として、「施設供用後の夜間照明が周辺樹林を照射しないよう遮光対策を講じる。」、「対象事業実施区域内の植栽にはコナラ、シラカシ等の本種の捕食対象となるネズミ類等の餌供給源となる樹木を植栽する。」、「対象事業実施区域内の残置緑地にフクロウを対象とした巣箱を設置する。」ことを追記しました。</p> <p>また、検討の経過については、「表6-12-52(2) 保全すべき動物種の評価結果(陸上動物)」のフクロウの項に記載しました。</p>	6.540 6.542

知事意見	事業者の見解	対応ページ
2. 4 生態系 (P6. 561)		
<p>1) 生態系の検討過程の明確化</p> <p>生態系の予測及び評価の結果については、対象種の選定理由、モデル構築に係る検討、保全措置の検討等の経緯について十分な説明が行われていないことから、評価書を作成するにあたり、これまでの検討経緯を整理するとともに、対象種の生息に関連する面積に関する適正指標 (S I) の追加についても検討し、その結果を詳細に記載すること。</p> <p>また、当該評価に用いた S I モデルの構築にあたり助言を受けた専門家については、モデル毎に助言を受けた専門家が明らかになるよう整理し、評価書に記載すること。</p>	<p>生態系予測対象種の選定理由、保全措置の検討結果について追加記載を行いました。</p> <p>また、モデル構築に係る検討については資料編に記載しました。</p> <p>対象種の生息に関連する面積や距離に関連する適正指標 (S I) の考え方については、既往モデルに加え以下の検討を行っております。このことを資料編に追加記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマアカガエル: 繁殖地、非繁殖地からの距離の指標 (SI4) を既存モデルから改良 ・オオムラサキ: エノキ生育位置の林縁からの距離 (SI3) を現地調査をもとに改良した。 クヌギ・コナラ林までの距離 (SI8) を現地での同種の確認状況から追加した。 	<p>6. 585～ 6. 596</p> <p>資 2. 9. 3 ～ 資 2. 9. 7</p>
<p>2) ミゾゴイの生息環境への影響の把握</p> <p>蟹沢川付近に生息・営巣が確認されたミゾゴイについては、当該河川を採餌、移動経路に利用している可能性があること、あわせて当該種については、今回生態系の検討を行ったヤマアカガエル、ゲンジボタル等が形成する生態系のより上位に位置する種であることから、当該種については、これまでの調査結果をもとに対象事業の実施による影響について、専門家等の意見を聞きながら定量的な手法を用いて検討を行い検討過程及びその結果を評価書に記載すること。なお、当該検討によりミゾゴイに係る環境保全措置の変更・追加を行った場合、表 6-12-49(3) (P6. 511)、表 6-12-52(1) (P6. 535) についても必要な修正を行うこと。</p>	<p>ミゾゴイについて現地調査結果で得られた知見をもとに、対象事業実施区域に適用できる定量化モデルを構築し、それを用いて定量的な予測・評価を行いました。その結果、事業の実施によって対象事業実施区域及び周辺におけるミゾゴイの生息環境は約 82%に減少し、代償措置としての多自然型付替河川設置等の環境保全対策をおこなった場合約 88%に回復するものの、ミゾゴイの生息環境に及ぼす事業の影響は残るものと予測されました。</p> <p>ただし、ミゾゴイの生息基盤の保全状況、環境保全措置の効果について、工事時、存在・供用時にモニタリングを行うことで影響の有無を確認することから、保全措置の改善等により影響の最小化が図られるものと考えます。</p> <p>また、ミゾゴイについての環境保全措置を図 6-14-21 及び表 6-14-30 に追加しました。</p>	<p>6. 590</p> <p>6. 611～ 614</p> <p>資 2. 9. 32～ 資 2. 9. 37</p>
3. 人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目		
3. 1 景観 (P6. 607)		
<p>1) 白煙による環境影響の把握</p> <p>ごみ処理施設において計画されている高効率発電については、発電効率確保の必要から白煙防止装置が設置されないため、低温時には煙突からの白煙による景観への影響が懸念されることから、冬期に白煙が発生した場合を想定した予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>「(5) 予測結果」の部分に白煙が発生することを追記しました。</p> <p>記載内容の概要は以下のとおりです。</p> <p>『施設の稼働による二酸化窒素等の影響における排ガス条件を用いて、白煙が発生するときの気温を算出した結果、冬季においては、ほぼ白煙が発生している状況となる。なお、水蒸気に起因する白煙が発生することは、対象事業実施区域の周辺住民に対し事前に周知を行っている。』</p>	<p>6. 683</p>
<p>2) ごみ処理施設の存在に係る景観への影響の把握</p> <p>ごみ処理施設、リサイクル工場及び地域振興施設の存在に係る冬期 (樹木の落葉時期) の景観の予測については、曾根丘陵公園が施設西側正面に位置しているため、壁面の反射等により予測結果を上回る環境影響が懸念されることから、次の点に配慮した検討を行い、検討経緯及び検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>存在・供用時の景観については、以下の配慮を行います。</p>	

知事意見	事業者の見解	対応ページ
①環境配慮事項(表6-15-11(P6.641))の「緑化の実施」の植栽については、これらの施設の存在による地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこと。	「(6)環境保全措置の内容と経緯①環境配慮事項」の表6-15-12(準備書の表6-15-11)の注釈に「植栽種については、地域景観への影響が一年を通して軽減できるよう、周辺景観及び野生生物の生息環境を考慮した植栽種の選定を行うこととし、「6.14生態系表6-14-13環境保全対策の方針(p.6.593)」の内容に準ずることとする。」を追記しました。	6.684
②曾根丘陵公園からの眺望において、当該施設の背景の基調となる色彩(濃淡)、形状及び反射の程度等の状況を把握すること。	色彩及び形状についてフォトモンタージュによる検討パターンを増加し、改めて検討を行いました。検討の結果、色彩の配慮として、現在想定している色調とした場合、ページュ系については、設定範囲における色彩で、青系、緑系については、明度、彩度を低くすることで周辺里山景観との調和が図られ、西日による反射の影響も抑えられるものと考えます。また、施設の形状についても、直方体に対し、形状の一部を変化(段を付ける等)させることや壁面の分割により周辺環境(地形も含む)と調和が図られるものと考えます。	6.654～ 6.677
③影響の程度の把握については、フォトモンタージュに加え3次元コンピュータグラフィックス等を用いた立体的な検討を実施すること。	形状の検討について、3DCGを用いた検討を実施しました。検討の結果、直方体に対し、形状の一部を変化(段を付ける等)させることや壁面の分割により周辺環境(地形も含む)と調和が図られるものと考えます。	6.654 6.678～ 6.682
④環境影響を軽減するための検討には、本県の「景観アドバイザー制度」等の活用や専門家の助言を受けるなかで、より効果的な検討を実施すること。	色彩や形状の検討について、山梨県景観アドバイザー制度によるアドバイザーの助言を受けながら行いました。助言を受けたことを評価書に記載しました。	6.654
4. 環境への負荷の低減のための調査、予測及び評価されるべき項目		
4. 1 廃棄物・発生土(P6.657)		
1) ごみ処理施設の稼働により発生する二次生成物の取扱い 「2) 施設の稼働による廃棄物の影響」(P6.658)において、ごみ処理施設において発生する二次生成物(溶融スラグ)の利用に関する検討は、地域の利用状況の概況把握のみであり、事業者を構成する自治体(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)における当該二次生成物の具体的な利用見込み及び利用方針が記載されていないことから、構成自治体におけるこれら二次製品の利用計画又は利用方針を評価書に記載するとともに、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて、利用計画の詳細を明らかにする旨を評価書に記載すること。 あわせて、準備書(P6.662)で引用している「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進計画」を資料編に添付すること。	「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画(変更)【第1次】」(平成19年3月 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)における溶融スラグに関する記述を抜粋し、評価書に記載しました。また、事業者または事業者構成自治体において、溶融スラグの具体的な有効利用計画等が策定された場合には公表する旨を評価書に記載しました。 なお、「甲府・峡東地域 循環型社会形成推進地域計画(変更)【第1次】」については資料編(資料2.11.2)に添付しました。	6.704～ 6.705 資 2.11.2
4. 2 温室効果ガス等(P6.669)		
1) 最終処分場から発生する温室効果ガスの影響の把握 最終処分場の供用に伴う温室効果ガス等の排出状況については、処分する焼却灰等の廃棄物が有機物を含まないことから検討が行われていない。 しかし、廃棄物に付着した有機物が埋設・腐敗することによるメタンガス等の温室効果ガスの発生が懸念されることから、既存資料、類似事例の引用等により、その影響の程度について検証し評価書に記載すること。	埋立対象廃棄物が類似する一般廃棄物最終処分場の調査事例をもとに、温室効果ガス排出量(メタン、二酸化炭素)を算出しました。 その結果、約2,928t-CO2/年が排出されると予測しました。この結果を加えた事業に伴う温室効果ガスの影響の程度について評価書に記載しました	6.714～ 6.715

4.3 評価書に対する意見及び事業者の見解

4.3.1 評価書についての知事の意見及び事業者の見解

1) 評価書についての知事の意見

平成 24 年 5 月 18 日に山梨県環境影響評価条例第 25 条の規定に基づく「(甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業に係る環境影響評価書)に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-3-1 評価書についての知事の意見

評価書についての知事の意見
<p><u>I 全般的な事項</u></p> <p><u>1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い</u></p> <p>環境影響評価書(以下「評価書」という。)の手続き開始後、新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、全て補正後の環境影響評価書(以下「補正評価書」という。)の該当部分に記載し反映すること。</p> <p><u>2. 分かりやすい資料の作成</u></p> <p>補正評価書は、対象事業着手前の環境影響の検討の最終的な資料であることに鑑み、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響などが明確かつ容易に把握できるよう記載を工夫すること。</p> <p><u>II 個別的な事項</u></p> <p><u>1. 希少動物への配慮</u></p> <p><u>1) 評価について</u></p> <p>事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響(表 6-14-31 (P. 6. 621))については、対象事業が当該種に及ぼす影響の程度、保全措置の内容(目的及び具体的な措置、期待する効果等)、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法が明確になるよう、検討の経緯を含めて、補正評価書に記載すること。</p>

表 4-3-2 評価書についての知事の意見と事業者の見解

知事意見	事業者の見解	対応ページ
【全般的事項】		
<p>I 全般的な事項</p> <p>1. 環境影響評価書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い</p> <p>環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続き開始後、新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、全て補正後の環境影響評価書（以下「補正評価書」という。）の該当部分に記載し反映すること。</p>	<p>平成 24 年 4 月 13 日及び 4 月 27 日に開催された山梨県環境影響評価等技術審議会において指摘された事項及びその際に示した補足資料の内容については、補正評価書に反映しました。</p> <p>具体的な反映内容は「第 12 章 評価書からの修正内容」に示しました。</p>	<p>12. 1～ 12. 4</p>
<p>2. 分かりやすい資料の作成</p> <p>補正評価書は、対象事業着手前の環境影響の検討の最終的な資料であることに鑑み、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響などが明確かつ容易に把握できるよう記載を工夫すること。</p>	<p>事業の実施により環境影響が残ると予測される事項については、評価結果の記載にあたって、対象事業が及ぼす環境影響の程度、環境保全措置の内容及び最終的に残る環境影響について、明確かつ容易に把握できるよう、表現を見直しました。</p>	<p>12. 1～ 12. 4</p>
<p>II 個別的な事項</p> <p>1. 希少動物への配慮</p> <p>1) 評価について</p> <p>事業計画地周辺において確認されたミゾゴイに対する環境影響（表 6-14-31（P. 6. 621））については、対象事業が当該種に及ぼす影響の程度、保全措置の内容（目的及び具体的な措置、期待する効果等）、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法が明確になるよう、検討の経緯を含めて、補正評価書に記載すること。</p>	<p>ミゾゴイに対する影響について、影響の程度、環境保全措置の内容、最終的に残る影響の程度及び事後調査の結果の環境保全措置への反映方法を含め、P. 6. 620～621 の本文及び表 6-14-31 の表現を修正しました。</p>	<p>6. 620～ 621</p>

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法は、「山梨県環境影響評価等技術指針」(平成11年2月22日環総第2-11号)を参考に、以下のように選定した。

本環境影響評価は、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備の3事業について一体的に環境影響評価を行うものである。また、ごみ処理施設及び最終処分場の計画については、現段階で複数案がある。そのため、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法の設定にあたっては、事業計画の複数案及び3事業の複合影響について考慮した。

なお、評価書提出段階においては、最終処分場の施設の規模について、埋め立て容量を約30万立方メートルとして、今後実施設計を進めることとなったが、複数案におけるB案又はC案と同じ埋め立て容量であること、配置としては、B案(下流案)とC案(上流側)の範囲内となると想定されることから、環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法については、複数案において設定された内容に含まれるものと考えられる。

5.2 環境影響評価要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、工事の実施(以下、「工事時」という。)、施設等の存在及び供用(以下、「存在・供用時」という。)において想定される事業活動による影響の内容を検討し、抽出した。

環境影響要因の抽出にあたっては、ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の各施設の計画概要を踏まえ、それぞれの施設に係る工事時及び存在・供用時のそれぞれの環境影響評価要因を抽出した。また、各事業の環境影響要因が重複することで生じる複合影響についてもその内容を検討し、抽出した。

また、ごみ処理施設及び最終処分場については、計画の複数案を踏まえ、複数案の内容により環境影響が異なると思われる環境影響要因を抽出した。

5.2.1 ごみ処理施設

1) 計画概要

環境影響要因を抽出するにあたって考慮したごみ処理施設の計画概要を表5-2-1(1)～(2)に示す。

表 5-2-1(1) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の計画概要

項目	計画の概要	
	焼却溶融施設	リサイクル施設
施設規模	369t/日 (123t/日×3 炉)	破碎施設：36t/5h 選別施設：31t/5h 保管設備：22t/日
稼働日数	施設稼働日数 年間約 350 日 1 炉あたり年間 280 日 (24 時間/日)	年間 240 日以上
処理対象廃棄物	可燃ごみ、し尿汚泥、最終処分場汚泥	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ
排ガス諸元	湿り排ガス量 (1 炉)：約 38,000 m ³ /h 以下 乾き排ガス量 (1 炉)：約 32,000 m ³ /h 以下 排ガス温度：175 ～ 196 ℃	
排ガス濃度	ばいじん：0.01g/m ³ N 塩化水素：25ppm 硫黄酸化物：20ppm 窒素酸化物：50ppm 一酸化炭素：30ppm ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m ³ いずれも酸素濃度 12%換算	
建築物規模	東西 約 115m以下 南北 約 78m以下 高さ 約 40m以下	東西 約 100m 南北 約 75m 高さ 約 26m

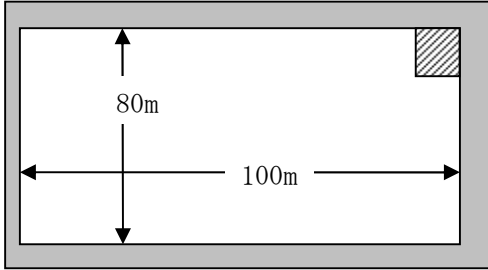
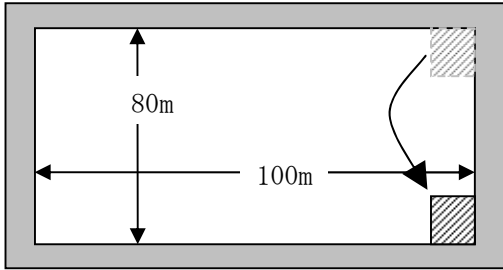
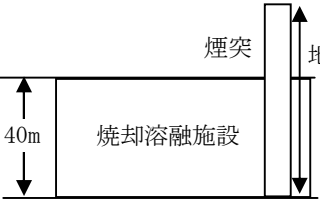
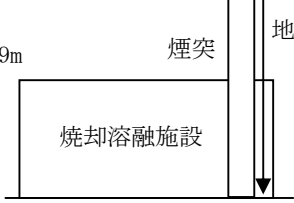
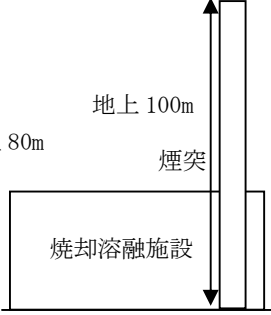
表 5-2-1(2) 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の計画概要

項目	計画の概要	
	焼却溶融施設	リサイクル施設
施設配置計画	<p>東側：焼却溶融施設 西側：リサイクル施設</p> 	
給水計画	上水道を使用	
排水計画	プラント排水 生物処理+凝集沈殿 (余剰水は公共下水道へ放流) 生活排水 公共下水道へ放流	
廃棄物運搬車両台数	大型車類 849 台/日 小型車類 110 台/日 (通勤車両等) (運搬ルート及びルート別交通量は「第 2 章事業の内容 図 2-2-14 廃棄物運搬車両ルート図」に示すとおり)	
工事期間	約 40 ヶ月	
工種	造成工事：造成工事、雨水集水工事、道路施設工事、防災施設工事、 植生・植栽工事、軟弱地盤工事 等 プラント工事：土木工事、建築工事、機械設備工事、外構・植栽工事 等	
主な建設作業機械	バックホウ、ダンプトラック、フォークリフト、ラフタークレーン、クローラクレーン、 コンクリートポンプ車、ブルドーザ等	
資機材運搬車両台数	ごみ処理施設：大型車類 600 台/日 (最大時) 小型車類 43 台/日 (通勤車両等)	

2) ごみ処理施設の複数案

環境影響要因を抽出するにあたって考慮したごみ処理施設の複数案を表 5-2-2 に示す。また、複数案のイメージ図を図 5-2-1 に示す。ごみ処理施設については、煙突位置について 2 案、煙突高さについて 3 案の複数案があり、その組み合わせは図 5-2-1(1)～(6) に示す 6 通りとなる。

表 5-2-2 環境影響要因の抽出に関わるごみ処理施設の複数案の概要

項目		計画の概要	
施設計画	煙突位置	 <p>1 案 (煙突北東端)</p>	 <p>2 案 (煙突南東端)</p>
	煙突高さ (3 案)	 <p>A 案 (高さ 59m)</p>	 <p>B 案 (高さ 80m)</p>
			 <p>C 案 (高さ 100m)</p>

3) ごみ処理施設の複数案と環境影響要因の関係の整理

煙突位置及び高さで環境影響要因の関係は以下に整理したとおりである。

煙突位置及び高さの違いは、大気質、悪臭、土壌汚染、日照障害、景観に関する。

表 5-2-3 複数案に関連する環境影響評価項目とその特徴

複数案		関連する環境影響評価項目とその特徴
煙突位置	北東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや北側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が大きい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
	南東	大気質 : 排ガス拡散範囲がやや南側となる 日照障害 : 敷地外の日影範囲が小さい 景観 : 位置の違いにより周辺からの視認状況が異なる
煙突高	59m	大気質 : 着地濃度が大きくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて短い 景観 : 他案に比べ影響が小さい
	80m	大気質 : 着地濃度は 59m、100m の中間となる 日照障害 : 日影が 59m、100m の中間となる 景観 : 59m では視認できなかった場合でも 80m で視野に出現する場合が考えられる
	100m	大気質 : 着地濃度が小さくなる 日照障害 : 日影が他案に比べて長い 景観 : 他案に比べ影響が大きい

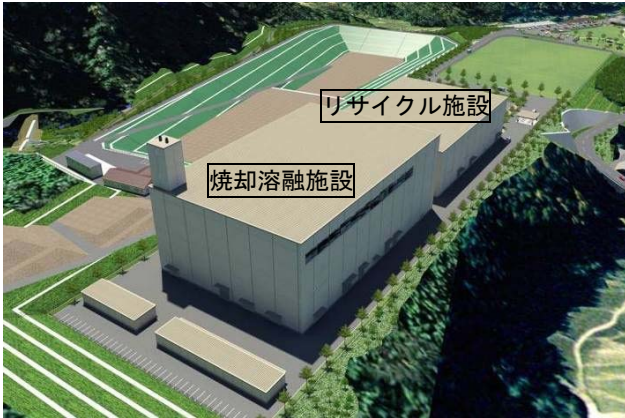


図 5-2-1(1) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(2) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：59m)



図 5-2-1(3) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(4) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：80m)



図 5-2-1(5) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：南東端、煙突高さ：100m)



図 5-2-1(6) ごみ処理施設イメージ図
(煙突位置：北東端、煙突高さ：100m)

4) ごみ処理施設に係る環境影響要因の抽出

複数案を含めて、ごみ処理施設に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-4 に示す。

表 5-2-4 環境影響要因の抽出（ごみ処理施設）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 工事に必要な資機材を運搬するための車両（以下「資機材運搬車両」と称す）の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	施設の存在 【煙突高さ、位置の複数案と関連】	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 新たな工作物（焼却溶融施設、リサイクル施設、防災調整池等）の出現
	施設の稼働 【煙突高さ、位置の複数案と関連】	<ul style="list-style-type: none"> 施設の煙突からばい煙(排出ガス)の発生 施設の稼働に伴う悪臭の漏洩 施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生 施設(機械等)の稼働に伴う空気振動(低周波音)の発生 施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生 施設からの排水の発生 施設の稼働に伴う廃棄物の発生 燃料等の使用による温室効果ガスの発生
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 搬入される廃棄物の運搬車両（以下「廃棄物運搬車両」と称す）の走行に伴う排出ガスの発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生 廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生

5.2.2 最終処分場

1) 計画概要

環境影響評価項目を抽出するにあたって考慮した最終処分場の計画概要を表 5-2-5 に示す。埋立規模の複数案のイメージ図を図 5-2-2 に示す。

表 5-2-5 環境影響要因の抽出に関わる最終処分場計画概要

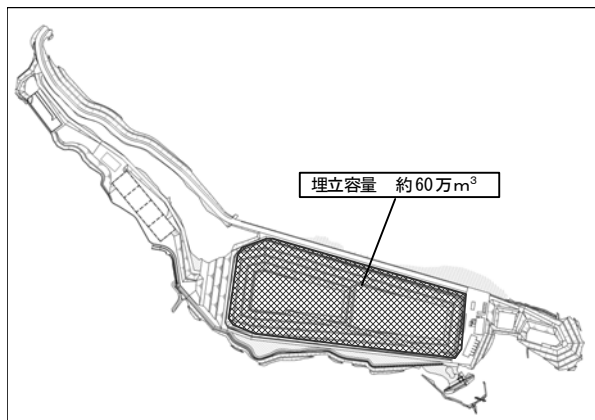
項 目		計画の概要
施設計画	施設規模	敷地面積 : 約 12ha 埋立面積 : 約 5ha 浸出水処理施設 : 処理能力 : 約 170 m ³ /日
	処分方式	管理型最終処分場
	処理対象廃棄物	一般廃棄物 : 焼却灰、飛灰、不燃物残さ
	貯留構造物	盛土堰堤式
	遮水工	表面二重遮水シート
	埋立方式	埋立機械 (ブルドーザなど) によるサンドイッチ方式
	河川付替	蟹沢川の付け替え
	給水計画	上水道を利用 (生活用水)
	排水計画	浸出水処理水は公共下水道へ放流 雨水排水は防災調整池で調整後、河川へ放流
	廃棄物運搬車両台数	大型車類 41 台/日 小型車類 14 台/日
工事計画	工事期間	約 50 ヶ月
	工種	仮設道路工事、河川付替工事、水処理施設先行工事、搬入道路工事、処分場工事、水処理施設等工事、管理施設工事
	主な建設作業機械	バックホウ、ブルドーザ、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、トラッククレーン、コンクリートポンプ車、ダンプトラック 等
	資機材運搬車両台数	最終処分場 : 大型車類 160 台/日 (最大時) 小型車類 18 台/日 (通勤車両等)

2) 最終処分場の複数案

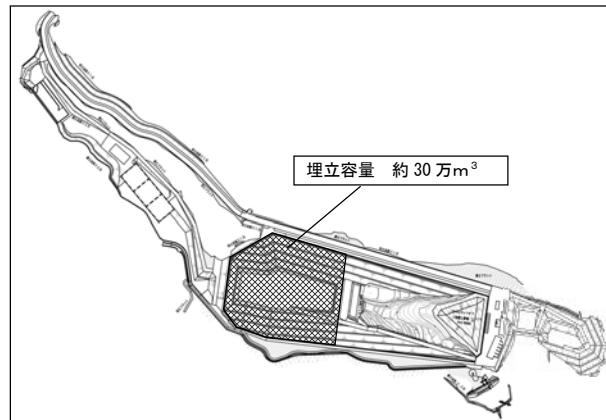
環境影響要因を抽出するにあたって考慮した最終処分場の複数案を表 5-2-6 及び図 5-2-2 のイメージ図に示す。

表 5-2-6 環境影響要因の抽出に関わる最終処分場の複数案の概要

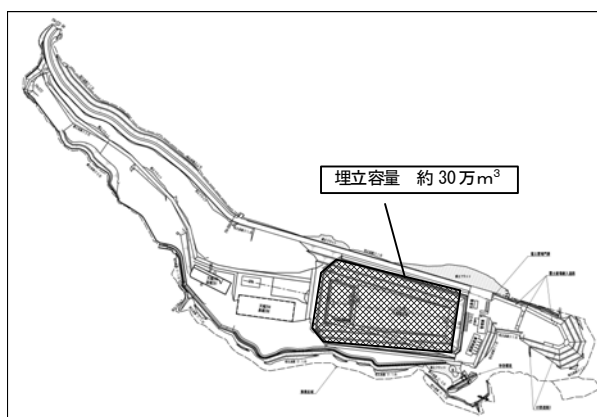
項 目		計画の概要
施設計画	埋立規模	埋立容量 最大約 60 万 m ³ または約 30 万 m ³
	整備方式	一括整備 ただし 約 60 万 m ³ の場合、二段階整備の場合もある
	埋立処分場位置	図 5-2-2 参照



A案 埋立容量約60万m³
(二段階整備の可能性がある)



B案 下流側配置 埋立容量約30万m³



C案 上流側配置 埋立容量約30万m³

図 5-2-2 最終処分場複数案のイメージ図

3) 最終処分場の複数案と環境影響要因の関心の整理

埋立容量及び埋立範囲の違いは、工事時の建設作業位置及び存在・供用時の埋立作業位置が異なり以下の環境影響要因と関係する。

(1) 工事時の建設作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、工事時の建設作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、工事時の建設作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生源位置が変わることになる。

大気質、騒音・振動の影響に対する保全すべき対象物としては、対象事業実施区域北側及び北西側の民家が挙げられる。

A案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で建設作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

(2) 存在・供用時の埋立作業位置

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、存在・供用時の埋立作業機械の稼働範囲が異なる。そのため、存在・供用時の埋立作業機械の稼働に伴う排出ガス、騒音及び振動の発生源位置が変わることになる。

埋立作業の範囲について、工事時と同様にA案及びB案の場合、民家に比較的近い西側（下流側）で埋立作業機械が稼働する可能性がある。一方、C案については東側（上流側）が稼働範囲となる。

(3) 施設の存在範囲

埋立容量及び埋立範囲の違いにより、最終処分場の存在範囲が変わる可能性がある。ただし、A案の場合が最も範囲が大きく、B案、C案の改変範囲はA案に含まれることから、存在・供用時の施設の存在に関連する要因の抽出にあたっては、A案を対象として検討する。

(4) 整備方式

A案（60万 m^3 ）の場合、整備方式が30万 m^3 を2期に分けて整備する二段階整備手法となる可能性がある。この場合、最終処分場の構造上、第1期は下流側、第2期が上流側となり、第1期の環境影響要因はB案と同様になる。また、上流側の工事については、施工範囲、施工規模等はC案と同等になると考えられる。

ただし、第2期の予測時点は、ごみ処理施設、地域振興施設及び最終処分場の第1期の供用時となる。このため、二段階整備の影響については、存在・供用時に追加的に第2期の建設作業が発生する影響と考える。

4) 最終処分場に係る環境影響要因の抽出

最終処分場に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-7 に示す。

影響要因の抽出にあたって、最終処分場の複数案のうち、埋立容量及び位置については最大の 60 万 m³ の場合において地形の改変面積、造成工事等の工事等の影響が最大となると考えられることから、埋立容量及び位置については 60 万 m³ の場合を環境影響要因の抽出の条件とした。

表 5-2-7 環境影響要因の抽出（最終処分場）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働 【複数案により稼働範囲が異なる】	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	最終処分場の存在 【複数案により改変範囲が異なる可能性がある】	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 現況河川(蟹沢川)の付け替え 新たな工作物(埋立地、浸出水処理施設、防災調整池等)の出現
	浸出水 ¹ 処理設備からの処理水の放流	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの浸出水の発生 施設(浸出水処理施設)からの排水(浸出水処理水)の発生
	施設(浸出水処理設備等)の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 施設(機械等)の稼働に伴う騒音の発生 施設(機械等)の稼働に伴う振動の発生 施設の稼働に伴う廃棄物の発生 燃料等の使用、廃棄物の埋立処分による温室効果ガスの発生
	埋立作業 【複数案により稼働範囲が異なる】	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの粉じんの発生 埋立機械の稼働に伴う騒音の発生 埋立機械の稼働に伴う振動の発生 燃料等の使用による温室効果ガスの発生
	施設(埋立地)からの悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立による埋立地からの悪臭の発生
	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う悪臭の漏洩 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の発生 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の発生 廃棄物運搬車両の走行(燃料の使用)に伴う温室効果ガスの発生

¹ 浸出水：浸出液とも言う。雨水などが埋め立てられた廃棄物の中を通過して、しみ出してきた水のこと。

5.2.3 地域振興施設に係る環境影響要因の抽出

1) 計画概要

環境影響評価項目を抽出するにあたって考慮した地域振興施設の計画概要を表 5-2-8 に示す。

表 5-2-8 環境影響要因の抽出に関わる地域振興施設の計画概要

項 目		計画の概要
施設 計画	建築面積	約 1,000m ²
	芝生地面積	約 0.9ha
	残置森林面積	約 2.8ha
	建築物構造	木造平屋建て
	建築高さ	9.5m
	熱源設備	電気式（ヒートポンプ使用）
	給水設備	受水槽＋加圧ポンプ方式
	給水計画	生活用水：上水道 温泉用水：温泉井戸より揚水
	温泉掘削深度	1,500m
	揚水量	6.5m ³ /h (71.5 m ³ /11h)
	施設排水	公共下水道に放流（浴槽排水、生活排水）
	利用者の交通量	110 台/日
工事 計画	工種	造成工事、建築工事 等
	主な建設作業機械	ラフタークレーン、コンクリートポンプ車、トラックミキサ 等
	資機材運搬車両台数	地域振興施設：大型車類 56 台/日（最大時） 小型車類 10 台/日（通勤車両等）

2) 地域振興施設に係る環境影響要因の抽出

地域振興施設に係る環境影響要因の抽出結果を表 5-2-9 に示す。

表 5-2-9 環境影響要因の抽出（地域振興施設）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 掘削、盛土、整地、法面整形等による現況地形の形状及び土地利用の変化 造成等の工事の実施による粉じんの発生 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生 対象事業実施区域に存在する構造物の除去や樹木の伐採等による建設副産物の一時的発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 建設機械の稼働に伴う振動の発生 建設機械の稼働（燃料の使用）に伴う温室効果ガスの発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生 資機材運搬車両の走行（燃料の使用）に伴う温室効果ガスの発生
存在・供用時	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の変化 新たな工作物（地域振興施設建屋）の出現
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 温泉水としての地下水の揚水
	地域振興施設の利用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興施設の利用車両（以下、施設利用車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生 施設利用車両の走行に伴う騒音の発生 施設利用車両の走行に伴う振動の発生

5.2.4 複合影響に係る環境影響要因の抽出

ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設のそれぞれの環境影響評価要因について、共通するものを複合影響の要因として表 5-2-10 に示すとおり整理した。

表 5-2-10 環境影響要因の抽出（複合影響の要因）

時 期	環境影響要因	想定される事業活動による影響の内容
工事時	造成等の工事による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 造成等の工事の実施による粉じんの発生 ・ 造成等の工事期間中の降雨時における濁水の発生
	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働に伴う排出ガスの発生 ・ 建設機械の稼働に伴う騒音の発生 ・ 建設機械の稼働に伴う振動の発生
	資機材の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材運搬車両の走行に伴う排出ガスの発生 ・ 資機材運搬車両の走行に伴う騒音の発生 ・ 資機材運搬車両の走行に伴う振動の発生
存在・供用時	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の発生 ・ 施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の発生
	供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用時の廃棄物運搬車両及び施設利用車両（以下、供用時の車両と称する）の走行に伴う排出ガスの発生 ・ 供用時の車両の走行に伴う騒音の発生 ・ 供用時の車両の走行に伴う振動の発生
工事時と存在・供用時の複合	建設機械の稼働と施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う騒音の複合的な発生 ・ 工事時の建設機械の稼働と存在・供用時の施設（機械等）、埋立機械の稼働に伴う振動の複合的な発生
	資機材運搬車両の走行と供用時の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う排出ガスの複合的な発生 ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う騒音の複合的な発生 ・ 工事時の資機材運搬車両と存在・供用時の車両の走行に伴う振動の複合的な発生

5.3 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目(以下、「環境影響評価項目」という。)については、前項で抽出した環境影響要因、対象事業の事業特性及び当該地域の地域特性を照らし合わせ、環境影響要因と環境影響評価項目の関連について、影響の有無を検討し、環境影響評価項目を選定した。

なお、選定にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査とも対応するため、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部、平成18年9月)も踏まえて、環境影響調査項目を選定した。

表5-3-1にごみ処理施設に関する環境影響評価項目、表5-3-2にその選定・非選定理由、表5-3-3に最終処分場に関する環境影響評価項目、表5-3-4にその選定・非選定理由、表5-3-5に地域振興施設に関する環境影響評価項目、表5-3-6にその選定・非選定理由を示す。

また、表5-3-7には複合影響が生じる可能性のある環境影響評価項目、表5-3-8にその選定理由を示す。

表 5-3-1 環境影響評価項目の選定（ごみ処理施設）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分		工 事 時			存在・供用時		
				る一時的な影響	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行	施設の存在	施設の稼働	走行
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄(SO ₂)						◎	
		二酸化窒素(NO _x)			○	○		◎	○
		浮遊粒子状物質(SPM)			○	○		◎	○
		塩化水素(HCl)						◎	
		ダイオキシン類						◎	
		粉じん		○					
	その他必要な項目()								
	悪	臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)					○	×
	騒	音	騒音レベル			○	○	○	○
	空気振動(低周波音)							▽	
	振	動	振動レベル			○	○	○	○
	水質汚濁	水 質	生物学的酸素要求量(BOD)					×	×
			化学的酸素要求量(COD)						
			浮遊物質(SS)		○			×	×
			全りん(T-P)						
			全窒素(T-N)						
			ダイオキシン類						×
			その他必要な項目(環境基準健康項目)					×	×
		その他必要な項目(水道水質基準項目)							
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD						
			SS						
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)								
	水 底 の 底 質	COD					×	×	
		粒度組成		△			×	×	
		その他必要な項目(有害物質)		×				×	
	水 象	表 流 水					○		
		地下水位(地下水の流れ)					×	×	
地 盤 沈 下						×	×		
土 壌 汚 染	ダイオキシン類						△		
地 形 ・ 地 質	学術上等から注目される地形・地質		×						
日 照 阻 害						○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸 上 植 物		○			○		
		陸 上 動 物		○	△	△	○	△	△
		水 生 生 物		○			△	×	
生 態 系	地域を特徴づける生態系		○			○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景					○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○	×	×	
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発塵土		○				○		
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽		○	▽	
	温室効果ガス等			▽	▽		○	▽	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ×：環境影響評価を行わない項目
- ◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目
- ：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-2 環境影響評価項目の選定・非選定理由(ごみ処理施設)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成(建設機械による掘削、整地等)・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400~3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化硫黄(SO ₂),二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM),塩化水素(HCl),ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	◎	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き大気汚染物質の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスを排出する。また、対象事業実施区域及びその周辺は、広域的な地形の状況を見ると、周辺が山地に囲まれた甲府盆地に位置し、接地逆転層が発生しやすい地域特性となっている。さらに、局地的な地形の状況を見ると、南東側に滝戸山があり対象事業実施区域は山斜面に面した地形の起伏が比較的存在する立地条件となっており、煙突排ガスは地形の影響を受ける可能性も懸念される。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さ及び処理方式について複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については複数案について環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)	廃棄物運搬車両の走行		○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度	存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、煙突から排出する悪臭、施設から漏洩する悪臭が発生するおそれがある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	×	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。 廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq、Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車類の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、ごみ処理施設の施設騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
空気振動 (低周波音)		存在・供用時	施設の稼働	▽	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、空気振動（低周波音）の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、送風機、空気圧縮機及びポンプ類から低周波音が発生する可能性が考えられるが、機器類からの低周波音の発生要因は、多くの場合、機械、構造物が正常な状態ではなく、共振等特異な稼働状態、若しくは機械の構造上・使用方法上の問題から発生する場合が多いと言われている。 したがって、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、掘削工、杭工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、大型車類の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 ごみ処理施設の稼働においては、ごみ処理施設の施設振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 ごみ処理施設の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
水質汚濁	水質	浮遊物質 量(SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、環境基準健康項目(重金属、低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
		生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、ダイキソ類、環境基準健康項目(重金属、低沸点有機塩素化合物など)		施設の稼働	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
水底の底質		粒度組成	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		有害物質			×	ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性がある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
		化学的酸素要求量(COD)、粒度組成	存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		化学的酸素要求量(COD)、粒度組成、有害物質		施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、底質への影響はないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
水象	表流水		存在・供用時	施設の存在	○	土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	施設の存在	×	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高いものの低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。そのため、ごみ処理施設の造成・掘削工事は尾根部が主体であり、低地部の地下水位面付近の改変はほとんどないことから、低地部における地下水位の変化は小さいものと想定される。 したがって、ごみ処理施設の存在による地下水位への影響は小さいと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の稼働	×	【プラント用水の地下水利用から上水への変更】 ごみ処理施設の稼働に伴うプラント用水等は、上水を利用する計画であり、地下水を利用することはないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、この項目は方法書段階においては、プラント用水に地下水利用可能性があったため、予測評価項目「○」としていたが、地下水利用を行わなくなったため、予測評価項目としないこと変更した項目である。
地盤沈下		存在・供用時	施設の存在	×	「水象」の施設の存在で記載したように、施設の存在による地下水位の低下はほとんどなく、造成に伴う地盤沈下発生の可能性も小さいものと考えられるため、環境影響評価項目として選定しない。
			施設の稼働	×	【プラント用水の地下水利用から上水への変更】 「水象」の施設の稼働で記載したように、プラント用水等は、上水を利用する計画であり、地下水を利用することはないことから、環境影響評価項目として選定しない。 なお、この項目は方法書段階においては、プラント用水に地下水利用可能性があったため、予測評価項目「○」としていたが、地下水利用を行わなくなったため、予測評価項目としないこと変更した項目である。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	△	ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスを排出し、排ガスは処理を行うものの排ガス中には基準値以下のダイオキシン類が含まれると考えられる。 煙突排ガス中に含まれるダイオキシン類については、排ガス処理を行い、法律の規制基準を遵守することから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定されるが、ダイオキシン類の土壌への蓄積による影響が懸念される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2～14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、ごみ処理施設の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
日照障害		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域の北側は、農耕地として利用されており、ごみ処理施設の建築物の出現により日照障害の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、日照条件の変化、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	ごみ処理施設の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	ごみ処理施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	△	ごみ処理施設の稼働においては、施設騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	△	供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	施設の存在	△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、ごみ処理施設の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であると考えられる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
			施設の稼働	×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>ごみ処理施設の稼働に伴うプラント排水、生活排水、地域振興施設からの排水については、全て場内で再利用を行うか、若しくは下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>ごみ処理施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。</p> <p>したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道358号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと認められる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと認められることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	施設の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約600mの位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約1.5kmの位置に左右口の里、藤壘の滝があるが、左右口の里、藤壘の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物としてごみ処理施設が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性のあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時	施設の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		廃棄物運搬車両の走行	×	廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のレクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い廃棄物(飛灰、残さ)が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い煙突から大気汚染物質を排出する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
温室効果ガス	工事時	建設機械の稼働	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であることから、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
温室効果ガス	工事時	資機材の運搬車両の走行	▽	ごみ処理施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、またごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-3 環境影響評価項目の選定（最終処分場）

環境影響要因の区分		環境影響評価項目の区分		工 事 時		存 在		供 用 時						
				的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	最 終 処 分 場 の 存 在	浸 出 水 処 理 設 備 か ら の 処 理 水 の 放 流	施 設 （ 浸 出 水 処 理 設 備 等 ） の 稼 働	埋 立 作 業	臭 の 発 生	施 設 （ 埋 立 地 ） か ら の 悪 臭	廃 棄 物 運 搬 車 両 の 走 行
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染	二酸化窒素 (NO ₂)			○	○							○	
		浮遊粒子状物質 (SPM)			○	○								○
		粉じん		○							○			
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)										○	×	
	騒音	騒音レベル				○	○			○	○		○	
	空気振動(低周波音)		振動				○	○			○	○		○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)					×	■					
			化学的酸素要求量 (COD)											
			浮遊物質 (SS)		○			×	■					
			全りん (T-P)											
			全窒素 (T-N)											
			ダイオキシン類							■				
			その他必要な項目(環境基準健康項目)					×	■					
			その他必要な項目(水道水質基準項目)											
		地下水の水質	BOD 又は COD											
			SS											
	その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)							■						
	水底の底質	COD					×	■						
		粒度組成		△			×	■						
		その他必要な項目(有害物質)		×					■					
	水象	表流水						○						
		地下水水位(地下水の流れ)						○						
	地盤沈下							○						
土壌汚染	ダイオキシン類									△				
地形・地質	学術上等から注目される地形・地質		×											
日照障害														
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物		○			○							
		陸上動物		○	△	△	○		△	△		△		
		水生生物		○			△	×						
生態系	地域を特徴づける生態系		○			○								
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景						○							
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×	○		×	×		×			
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発塵土		○					○						
	大気汚染物質・水質汚濁物質			▽	▽		○					▽		
	温室効果ガス等			▽	▽				○	○		▽		

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

×：環境影響評価を行わない項目

◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目

○：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目

■：現況把握のため調査のみを行う項目

表 5-3-4 環境影響評価項目の選定・非選定理由(最終処分場)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p>
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p>
			資機材の運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400~3,200 台/日と比較的少ない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	粉じん	存在・供用時	埋立作業	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の稼働にあたっては、廃棄物の埋立に伴い粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。</p> <p>また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。</p>
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		廃棄物運搬車両の走行	○	<p>対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。</p> <p>最終処分場の稼働において、廃棄物運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。</p>
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)	存在・供用時	施設(埋立地)からの悪臭の発生	○	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、悪臭の大きな発生源はない。</p> <p>最終処分場の稼働においては、廃棄物の埋立に伴い悪臭が発生するおそれがあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
			廃棄物運搬車両の走行	×	<p>対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路沿道も含め悪臭の大きな発生源はない。</p> <p>廃棄物運搬車両から漏洩する悪臭については、道路沿道環境に対し車両は通過するのみである。また、大気汚染物質においては広域的に存在している物質濃度に車両からの影響が付加されるのに対し、悪臭については広域的に存在している悪臭物質はなく、車両からの影響は悪臭源としての影響が小さいと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq, Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設騒音、埋立機械の作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 最終処分場の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 最終処分場の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 最終処分場の稼働においては、浸出水処理施設の施設振動、埋立機械の作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第 2 期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される廃棄物運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 最終処分場の稼働においては、廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重畳される。
水質汚濁	水質 浮遊物質 (SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)の発生が考えられ、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	最終処分場の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), ダイオキシン類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)		浸出水処理設備からの処理水の放流	■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の水質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
	地下水の水質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	■	埋立地から浸出水が発生するが、本事業では遮水工を設置し、浸出水の漏洩を防止する。このため、地下水水質への影響はないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の地下水の水質、水位を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
	水底の底質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
	有害物質			×	最終処分場の建設工事時においては、蟹沢川の付け替え工事期間及び土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壌汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壌汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	最終処分場の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化する可能性はないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目			時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水質汚濁	水底の底質	化学的酸素要求量(COD), 粒度組成, 有害物質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	■	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、公共用水域の底質への影響もないが、最終処分場の設置という事業特性から、当該地域の公共用水域の底質を把握することは重要であるため、調査のみ行う項目として選定する。
水象	表流水		存在・供用時	最終処分場の存在	○	土地利用の変化や蟹沢川の付け替えに伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位(地下水の流れ)		存在・供用時	最終処分場の存在	○	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高く、低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。 最終処分場の造成・掘削工事は尾根部が主体となるが、低地部の掘削も想定される。このため掘削による局所的な地形変化が、対象事業実施区域周辺の地下水位や地下水の流れを変化させる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下			存在・供用時	最終処分場の存在	○	最終処分場が計画されている谷部には谷に分布する沖積層や田畑を構成する耕作土など未固結で軟弱な地層が分布する。最終処分場堰堤や廃棄物の加重により、圧密沈下が発生し、構造物に影響を与える可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
土壌汚染	ダイオキシン類		存在・供用時	埋立作業	△	最終処分場の稼働において、埋立対象廃棄物には、基準値以下のダイオキシン類が含まれる可能性があり、廃棄物の埋立に伴い、粉じんの飛散によってダイオキシン類の周辺土壌への影響が懸念される。 しかしながら、廃棄物の埋立にあたっては即日覆土を実施し廃棄物の飛散防止を行うことから、土壌へ著しい影響は及ぼさないものと想定される。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質			工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約2kmの位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約2~14kmの位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、最終処分場の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
植物・動物	陸上植物		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上植物	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、陸上植物に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
			建設機械の稼働	△	<p>最終処分場の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
			資機材の運搬車両の走行	△	<p>最終処分場の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
	陸上動物	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、陸上動物に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>
			施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	△	<p>最終処分場の稼働の稼働においては、施設騒音・振動、埋立作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	廃棄物運搬車両の走行	△	<p>供用時の廃棄物運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流すること、蟹沢川の付け替えが行われることから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。</p> <p>したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	最終処分場の存在	△	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、最終処分場の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。</p> <p>対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。</p> <p>対象事業実施区域南東側境界付近の湿地については、常に水が滞留しているような場所は確認されていないため水生生物の調査地点としては設定しないが、陸上植物、陸上動物の調査時に水の滞留状況等を確認することが可能であると考えられる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。</p>
			浸出水処理設備からの処理水の放流	×	<p>対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。</p> <p>最終処分場の稼働に伴い、浸出水処理施設から発生する浸出水処理水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。</p>
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>最終処分場の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。</p> <p>土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p> <p>なお、埋立規模の複数案により埋立処分を行う範囲が異なることとなり、生態系に及ぼす影響の違いが考えられるが、環境影響が最も大きくなるのは埋立規模が最大の場合であることから、複数案は考慮せず、埋立規模最大の場合について環境影響評価を行うこととする。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
景観・風景	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	<p>現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。</p> <p>このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはないと、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		建設機械の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道358号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤袋の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの障害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	最終処分場の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約600mの位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約1.5kmの位置に左右口の里、藤袋の滝があるが、左右口の里、藤袋の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として最終処分場が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性のあることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
		廃棄物運搬車両の走行	×	廃棄物運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり廃棄物運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
廃棄物・発生日	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	最終処分場の建設工事時において、建設発生日（残土）、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働	○	最終処分場の稼働に伴い浸出水処理施設から廃棄物（汚泥）が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
大気汚染物質・水質汚濁物質	存在・供用時	浸出水処理設備からの処理水の放流	○	最終処分場の稼働に伴い埋立地から浸出水（水質汚濁物質）が発生する。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い大気汚染物質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
温室効果ガス等	工事時	建設機械の稼働	▽	最終処分場の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	最終処分場の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	施設（浸出水処理設備等）の稼働、埋立作業	○	最終処分場の稼働（浸出水処理施設の稼働、埋立機械の稼働、廃棄物の埋立）に伴い、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両の走行	▽	廃棄物運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-5 環境影響評価項目の選定（地域振興施設）

環境影響要因の区分			工 事 時 存 在 ・ 供 用 時							
			的 な 影 響	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時	建 設 機 械 の 稼 働	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	地 域 振 興 施 設 の 存 在	地 域 振 興 施 設 か ら の 排 水 の 放 流	施 設 の 稼 働	施 設 利 用 車 両 の 走 行
環境影響評価項目の区分										
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大気汚染		二酸化窒素 (NO _x)		○	○			×	○
			浮遊粒子状物質 (SPM)		○	○			×	○
			粉じん	○					×	
	悪臭		特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)							
	騒音		騒音レベル			○	○		×	○
	空気振動 (低周波音)									
	振動		振動レベル			○	○		×	○
	水質汚濁	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)						×	
			化学的酸素要求量 (COD)							
			浮遊物質 (SS)	○					×	
			全りん (T-P)							
			全窒素 (T-N)							
			ダイオキシン類							
			その他必要な項目 (環境基準健康項目)						×	
			その他必要な項目 (水道水質基準項目)							
		地下水の水質	BOD 又は COD							
			SS							
	その他必要な項目 (環境基準項目、ダイオキシン類)									
	水底の底質	COD						×	×	
		粒度組成	△					×	×	
その他必要な項目 (有害物質)										
水象	表流水						○			
	地下水位 (地下水の流れ)						○			
地盤沈下								△		
土壌汚染		ダイオキシン類								
地形・地質		学術上等から注目される地形・地質	×							
日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植物・動物	陸上植物	○				○			
		陸上動物	○	△	△		○	△		
		水生生物	○				△	×		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景観・風景						○			
	人と自然との触れ合いの活動の場		×	×	×		○	×		
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○					×		
	大気汚染物質・水質汚濁物質				▽	▽		×		
	温室効果ガス等				▽	▽		×		

◎：環境影響評価を詳細に行う項目

○：環境影響評価を標準的に行う項目

△：環境影響評価を簡略化して行う項目

▽：一般的な環境保全対策で対応する項目

×：環境影響評価を行わない項目

◎：複数案について環境影響評価を詳細に行う項目

○：複数案について環境影響評価を標準的に行う項目

表 5-3-6 環境影響評価項目の選定・非選定理由(地域振興施設)

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、粉じんの大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成（建設機械による掘削、整地等）・樹木の伐採等に伴い、粉じんが発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き二酸化窒素、浮遊粒子状物質の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、バックホウ、ブルドーザ等の建設機械の稼働に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂), 浮遊粒子状物質(SPM)	存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働において、施設利用車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出し、また車両の運行経路沿道には住居等が存在することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
騒音	騒音レベル (Leq, Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き騒音の工場、事業場等の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働においては、施設利用車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺の現況は、住居等が存在しており、道路を除き振動の大きな発生源はない。 地域振興施設の建設工事時においては、掘削工等における建設機械の稼働に伴い建設作業振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される資機材運搬車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在している。また、想定される運行経路のうち、国道 358 号以外の現況の交通量は約 1,400～3,200 台/日と比較的少ない。 地域振興施設の建設工事時においては、大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	施設利用車両の走行	○	対象事業実施区域周辺の想定される施設利用車両の運行経路沿道の現況は、住居等が存在しており、想定される運行経路の現況の交通量は少ない。 地域振興施設の稼働においては、施設利用車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
水質汚濁	水質 浮遊物質 (SS)	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)の発生が考えられ、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)	存在・供用時	地域振興施設の存在	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域に変化に伴う流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化しないと考えられることから、環境影響評価項目として選定しない。
	生物化学的酸素要求量 (BOD), 浮遊物質 (SS), ダイオキシン類, 環境基準健康項目 (重金属, 低沸点有機塩素化合物など)		地域振興施設からの排水の放流	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の稼働に伴う生活排水、温泉排水は下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、環境影響評価項目として選定しない。
	水底の底質 粒度組成 有害物質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△ ×	地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生するが、対象事業実施区域の土地利用は、大部分が樹林地及び農耕地であり、工場や事業場などの土壤汚染の可能性のある地歴がないこと、鉱山跡といった自然起因による重金属の偏在がないことから、土壤汚染物質の流出は考えられない。 したがって、環境影響評価項目として選定しない。
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	地域振興施設の存在	×	施設の存在は、現況と土地利用状況が異なり、公共用水域の集水域の変化に伴う流量が変化すること、また、蟹沢川の付け替えにより流量が変化することが考えられるが、対象事業実施区域周辺においては、大きな排水の流入はなく、流量の変化により、水質が変化しないと考えられ、底質への影響もないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成, 有害物質		地域振興施設の稼働	×	地域振興施設の稼働に伴う生活排水、温泉排水については下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないため、底質への影響はないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	表流水	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、また対象事業実施区域の下流域には、農耕地があり農業用利水が行われているため、下流域の水象へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域は南北に尾根が分布し、西側に開いた谷の形状を示しており、地下水位面は地形に沿って、尾根部で地下水位が高く、低地部は間門川、蟹沢川の高さに地下水位があるものと考えられる。 地域振興施設の造成・掘削工事は台地部が主体となるが、低地部の掘削も想定される。このため掘削による局所的な地形変化が、対象事業実施区域周辺の地下水位や地下水の流れを変化させる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
地盤沈下		存在・供用時	地域振興施設の稼働	△	地域振興施設の設置に伴い地下水を利用する計画であり、その採水量は日量 71.5m ³ (6.5m ³ /hr)、掘削深度は 1500m を計画している。ただし、対象事業実施区域周辺の地下水については、「施設の存在」で記載したように低地部の地下水位面付近の改変はほとんどなく、さらに、掘削する深度 1500m の地下水と表層水との関連性はなく、地盤沈下を誘引する要素はほとんど認められないことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
地形・地質		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	既存資料により学術上等から注目される地形・地質の分布状況を把握した結果、対象事業実施区域周辺では、北西側約 2km の位置に曾根丘陵の新期断層変位地形、北東側約 2～14km の位置に一宮町周辺の扇状地群があるが、対象事業実施区域には学術上等から注目される地形・地質は分布していない。 したがって、地域振興施設の造成工事等の実施による地形・地質への影響はないと考えられるため環境影響評価項目として選定しない。
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、生育地の消失等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき植物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び群落が存在した場合、土壌の乾燥化等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息地の消失、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	地域振興施設の建設工事時においては、工事時の建設機械の稼働に伴い建設作業騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	△	地域振興施設の建設工事時において、資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在しており、既存資料において保全すべき動物は確認されていない。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、生息環境の変化(生息地の分断、採餌環境の変化)等の影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
施設利用車両の走行	△		供用時の施設利用車両の走行に伴い道路交通騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。		
水生生物		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の造成期間に降雨に伴う水の濁り(濁水)が発生し、公共用水域へ放流することから、水生生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある。 したがって、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	△	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 対象事業実施区域より下流域の間門川、蟹沢川については、最終処分場の存在によって水象へ影響を生じる可能性があるが、両河川とも護岸された小河川であり、人工的要素が含まれた環境である。 対象事業実施区域周辺の水田も水が滞留する時期があるが季節的なものであり、生息する種は調査を実施する河川との出入りに依存するものと考えられ、河川における調査により保全すべき種の確認が可能と考えられる。 以上のことから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	水生生物	存在・供用時	地域振興施設からの排水の放流	×	対象事業実施区域に近接する公共用水域としては、農業用水等に利用されている間門川、蟹沢川があり、現在、対象事業実施区域付近は、大きな排水の流入はみられない。 地域振興施設の稼働に伴い、施設から発生する生活排水、温泉排水については、下水道への放流とし公共用水域への放流を行わないことから、環境影響評価項目として選定しない。
生態系		工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。 地域振興施設の建設工事時においては、土地の改変に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、現在、田畑、果樹園等の農地及び樹林地が大きく占め、その他、住居、小河川が存在している。また、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われてなく、樹林地も近いことから、里山的な環境となっている。 土地利用の変化に伴い対象事業実施区域及びその周辺の植生や動物の生息基盤が変化するため、地域を特徴づける生態系へ影響が生じる可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
景観・風景		存在・供用時	地域振興施設の存在	○	対象事業実施区域周辺は、田畑、果樹園等の農地、周辺に広がる樹林地が大きく占め、その合間に小さな集落、小河川があり、周辺に自然景観資源、名勝は存在していないが、対象事業実施区域北西側の水田は圃場整備が行われていないことから里山的な風景を呈している。 存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として地域振興施設が存在し、周辺地域の主要な眺望点からの眺望の状況が変化する可能性があることから環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		工事時	造成等の施工による一時的な影響	×	現在の対象事業実施区域内の利用は、主に農地、樹林地、住居であり、間門川、蟹沢川も人と触れあうような整備はされていないため、対象事業実施区域には人と自然との触れ合いの活動の場は存在していない。 このため、事業の実施により、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変することはなく、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。
			建設機械の稼働	×	対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約600mと離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道358号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km以上離れた位置にある。 また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。 このため、建設機械の稼働により発生する騒音・振動等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する利用環境への影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
人と自然との触れ合いの活動の場	工事時	資機材の運搬車両の走行	×	<p>資機材運搬車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり資機材運搬車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
	存在・供用時	地域振興施設の存在	○	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園が対象事業実施区域から約 600m の位置にあり、また、対象事業実施区域から南側及び東側約 1.5km の位置に左右口の里、藤壘の滝があるが、左右口の里、藤壘の滝からは対象事業実施区域は見えない状況である。</p> <p>存在・供用時においては、対象事業実施区域内に新たな工作物として地域振興施設が存在し、最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場である甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園からの景観の変化の可能性があることから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
		地域振興施設の稼働	×	<p>対象事業実施区域に最寄りの人と自然との触れ合いの活動の場としては、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園があるが、対象事業実施区域から約 600m と離れており、甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園と対象事業実施区域との間には、対象事業実施区域周辺において大気、騒音、振動等の比較的大きな発生源である国道 358 号が通っている。その他の対象事業実施区域に近い人と自然との触れ合いの活動の場は、1.5km 以上離れた位置にある。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>このため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
		施設利用車両の走行	×	<p>施設利用車両の運行経路になると考えられる国道 358 号、県道鶯宿中道線沿いには、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園、左右口の里、藤壘の滝があるが、いずれもアクセス手段は主に自動車であり施設利用車両によるアクセスの阻害はないと考えられる。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には、笛吹市のリクリエーションの場としての散策コース等は存在していない。</p> <p>以上のことから、人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響は生じないと考えられることから環境影響評価項目として選定しない。</p>
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	<p>地域振興施設の建設工事時において、建設発生土(残土)、伐採樹木などの建設副産物が発生することから、環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。</p>
	存在・供用時	地域振興施設の稼働	×	<p>地域振興施設の稼働に伴う廃棄物は一般的なごみであり、適正に処理・処分されることから、環境影響評価項目として選定しない。</p>

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	▽	地域振興施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また全国的に排出ガス対策型建設機械の使用が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	地域振興施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	地域振興施設からの排水の放流	×	地域振興施設の稼働に伴う排水は一般的な生活排水及び温泉排水であり、公共下水道に放流することから環境影響評価項目として選定しない。
		施設利用車両の走行	▽	施設利用車両の走行に伴い大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出するが、大気汚染防止法により排出ガス規制が進められていることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
温室効果ガス等	工事時	建設機械の稼働	▽	地域振興施設の建設工事時においては、建設機械の稼働に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
		資機材の運搬車両の走行	▽	地域振興施設の建設工事時においては、資機材運搬車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、工事期間中の一時的な要因であること、また、地域振興施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。
	存在・供用時	地域振興施設の稼働	×	地域振興施設の稼働に伴い、温室効果ガスが発生するがごみ焼却施設及び最終処分場の発生量に比べ非常に少ないことが想定されるため、環境影響評価項目として選定しない。
		施設利用車両の走行	▽	施設利用車両の走行に伴い温室効果ガスを排出するが、最終処分場の稼働に伴う温室効果ガスの発生量に対し非常に少ないことが想定されることから、一般的な環境保全対策で対応する項目として選定する。

表 5-3-7 環境影響評価項目の選定（複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目の区分		環境影響要因の区分		工 事 時			存在・供用時					
				る 一時的な影響	造 成等 の 施 工 に よ る	建 設 機 械 の 稼 働 の 走 行	資 機 材 の 運 搬 車 両 の 走 行	施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	走 行	廃 棄 物 運 搬 車 両 の	
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測及び評価されるべき項目	大 気 汚 染	二酸化硫黄 (SO ₂)							×			
		二酸化窒素 (NO _x)			○	○			◎	○		
		浮遊粒子状物質 (SPM)			○	○			◎	○		
		塩化水素 (HCl)								×		
		ダイオキシン類								×		
		粉じん		○								
		その他必要な項目()										
	悪 臭	臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)							○		
	騒 音	音	騒音レベル			○	○		○	○		
	空気振動(低周波音)									×		
	振 動	動	振動レベル			○	○		○	○		
	水 質 汚 濁	水 質	生物化学的酸素要求量(BOD)								×	
			化学的酸素要求量(COD)									×
			浮遊物質(SS)		○							×
			全りん (T-P)									
			全窒素 (T-N)									
			ダイオキシン類									×
			その他必要な項目(環境基準健康項目)									×
			その他必要な項目(水道水質基準項目)									
		地 下 水 の 水 質	BOD 又は COD									
SS												
その他必要な項目(環境基準項目、ダイオキシン類)										×		
水 底 の 底 質	COD									×		
	粒度組成		△							×		
その他必要な項目(有害物質)										×		
水 象	表流水								○	×		
	地下水位(地下水の流れ)									×		
地盤沈下									×	×		
土 壌 汚 染		ダイオキシン類								×		
地 形 ・ 地 質		学術上等から注目される地形・地質										
日 照 阻 害									×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目	植 物 ・ 動 物	陸上植物		○					○			
		陸上動物		○	△	△			○	△	△	
		水生生物		○					△	×		
生 態 系		地域を特徴づける生態系		○					○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目	景 観 ・ 風 景								○			
	人と自然との触れ合いの活動の場								○			
環境への負荷の量の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目	廃棄物・発生土		○							×		
	大気汚染物質・水質汚濁物質				×	×			×	×		
	温室効果ガス等				×	×				○	×	

- ◎：環境影響評価を詳細に行う項目
- ：環境影響評価を標準的に行う項目
- △：環境影響評価を簡略化して行う項目
- ▽：一般的な環境保全対策で対応する項目
- ×：環境影響評価を行わない項目

表 5-3-8 環境影響評価項目の選定・非選定理由（複合影響が生じる可能性のある項目）

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染	粉じん	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し、排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)	存在・供用時	施設の稼働	◎	ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスが排出され、最終処分場の稼働においては埋立作業機械の稼働に伴う排出ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)が排出される。このため、両施設の稼働に伴い共通して排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に対し、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 また、ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さ及び処理方式について複数案があり、複数案の違いによる環境影響の違いが想定される。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わる。 したがって、ごみ処理施設の稼働による影響については複数案を含めて、複合影響について環境影響評価を詳細に行う項目として選定する。
	二酸化硫黄(SO ₂),塩化水素(HCl),ダイオキシン類			×	最終処分場及び地域振興施設の稼働においては、二酸化硫黄、塩化水素及びダイオキシン類の大気中への放出がないと考えられることから、複合影響については環境影響評価を行わないこととする。
	二酸化窒素(NO ₂),浮遊粒子状物質(SPM)		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う排出ガス(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)を排出することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数(臭気濃度)、または臭気強度	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、煙突から排出する悪臭、施設から漏洩する悪臭が発生するおそれがある。 最終処分場の稼働においては、廃棄物の埋立に伴い悪臭が発生するおそれがある。 したがって、ごみ処理施設及び最終処分場の複合影響が考えられることから、複合影響について環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
騒音	騒音レベル (Leq、Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し建設業騒音を発生することが考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通騒音が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、施設稼働騒音が発生し、最終処分場の稼働において埋立作業騒音が発生する。このため、両施設の稼働に伴う騒音を複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う騒音が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
空気振動 (低周波音)	存在・供用時	施設の稼働	×	空気振動(低周波音)の影響が生じると考えられる施設はごみ処理施設のみであると考えられることから、複合影響については環境影響評価を行わないこととする。	
振動	振動レベル (Lx)	工事時	建設機械の稼働	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事におけるバックホウ、ブルドーザ等の建設機械が同時期に稼働し建設業振動を発生することが考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			資機材の運搬車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、それぞれの建設工事に関連する大型車種の資機材運搬車両の走行に伴い道路交通振動が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
振動	振動レベル (Lx)	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設の稼働においては、施設稼働振動が発生し、最終処分場の稼働において埋立作業振動が発生する。このため、両施設の稼働に伴う振動を複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 最終処分場の埋立容量及び範囲の複数案により、発生源の位置が変わるため、複数案について環境影響評価を行う項目として選定する。 また、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事の建設機械の稼働に伴う影響が重合される。
			廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設が供用された時点では、ごみ処理施設及び最終処分場への廃棄物運搬車両と地域振興施設地域の利用車両が同時期に発生し、車両の走行に伴う振動が発生することから、複合的な影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 なお、最終処分場が二段階整備される場合には、第2期工事に伴う資機材運搬車量の走行に伴う影響が重合される。
水質汚濁	水質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			施設の稼働	×	施設の稼働時に発生する排水はいずれの施設においても公共下水道に放流される。また、最終処分場においては、現況把握のため調査のみを行う項目としているが、他の2施設においては環境影響評価項目として選定していない。 したがって複合影響については環境影響評価を行わないこととする。
	水底の底質	工事時	造成等の施工による一時的な影響	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
			化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成	存在・供用時	×
	化学的酸素要求量 (COD), 粒度組成, 有害物質	×	施設の稼働時に発生する排水はいずれの施設においても公共下水道に放流される。また、最終処分場においては、現況把握のため調査のみを行う項目としているが、他の2施設においては環境影響評価項目として選定していない。 したがって複合影響については環境影響評価を行わないこととする。		
水象	表流水	存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い表面流出率が変化し、下流水域の水象へ影響が生じる可能性があることから、複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
水象	地下水位(地下水の流れ)	存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在による地下水位(地下水の流れ)に及ぼす影響の環境影響評価は最終処分場の「施設の存在」についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
地盤沈下		存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在による地盤沈下に及ぼす影響の環境影響評価は最終処分場の「施設の存在」についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
土壌汚染	ダイオキシン類	存在・供用時	施設の稼働	×	<p>ごみ処理施設の稼働においては、煙突排ガスの影響としてダイオキシン類の影響について環境影響評価を行うこととしている。一方、最終処分場においては、現況把握のみを環境影響評価において行うこととしている。</p> <p>煙突排ガスの影響が生じるおそれがあるのは排出ガスの拡散が及ぶ範囲の地表面である。一方、最終処分場の影響は廃棄物が飛散した場合、周辺の土壌が汚染されるおそれがある。</p> <p>煙突排ガスの影響と最終処分場の影響によるダイオキシン類の土壌汚染が生じる範囲は異なるため、複合影響は生じないものと考えられることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。</p>
日照阻害		存在・供用時	施設の存在	×	施設の存在により日照阻害の影響が生じるのは、ごみ処理施設についてのみであるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
植物・動物	陸上植物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
	陸上動物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
			建設機械の稼働	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
資機材の運搬車両の走行		△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。		
		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。

環境影響評価項目		時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
植物・動物	陸上動物	存在・供用時	施設の稼働	△	ごみ処理施設及び最終処分場の稼働に伴い、騒音・振動が発生し、それらが陸上動物の生息に間接的な影響を及ぼす可能性が考えられることから、環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
		存在・供用時	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	△	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両及び施設利用者車両の走行に伴う複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を簡略化して行う項目として選定する。
	水生生物	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の稼働	×	施設の稼働に伴う水生生物への環境影響評価は、最終処分場についてのみ行うことから複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
生態系	存在・供用時	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用の変化に伴い複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
景観・風景	存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用、施設の存在による景観変化の複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。 ごみ処理施設の計画については、煙突位置、煙突高さについて複数案があるため、複数案について環境影響評価を標準的に行う項目とする。	
人と自然との触れ合いの活動の場	存在・供用時	施設の存在	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の整備による土地利用、施設の存在による景観変化に伴う複合的な環境影響が生じると考えられるため、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
廃棄物・発生土	工事時	造成等の施工による一時的な影響	○	ごみ処理施設、最終処分場及び地域振興施設の建設工事が同時期に実施される場合、複合的な影響が生じると考えられることから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。	
	存在・供用時	施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴い廃棄物（飛灰、残さ）が発生する。また、最終処分場の稼働に伴い廃棄物（汚泥）が発生する。 両施設の廃棄物の種類が異なることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。	

環境影響評価項目	時期	環境影響要因	選定	環境影響評価項目の選定・非選定理由
大気汚染物質・水質汚濁物質	工事時	建設機械の稼働	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		資機材の運搬車両の走行	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
	存在・供用時	施設の稼働	×	ごみ処理施設の稼働に伴い煙突から大気汚染物質を排出する。一方、最終処分場の稼働に伴い埋立地から浸出水（水質汚濁物質）が発生する。 両施設から排出される媒体が異なることから、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	×	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行に伴う環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
温室効果ガス	工事時	建設機械の稼働	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
		資機材の運搬車両の走行	×	各施設の工事における環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。
	存在・供用時	施設の稼働	○	ごみ処理施設及び最終処分場の稼働に伴い、温室効果ガスが発生することから、複合影響についての環境影響評価を標準的に行う項目として選定する。
		廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行	×	廃棄物運搬車両及び施設利用車両の走行に伴う環境影響評価は一般的な環境保全対策で対応する項目であるため、複合影響についての環境影響評価は行わないこととする。

